

平成23年第3回南幌町議会定例会

一般質問（質問者5名）

（平成23年9月12日）

「みどりあふれる快適な都市環境づくりについて」

菅原議員

みどりあふれる快適な都市環境づくりについて、町長にお伺いいたします。平成23年度も前半を終わろうとしている今、平成23年度町政執行方針の進捗状況を伺います。第5「安心して楽しく暮らせる快適な生活環境のまちづくり」の中の「みどりあふれる快適な都市環境づくり」についてです。町の人口が減少している中、今後の町の発展に大きく関わる施策の一つとして、みどり野団地を中心とした人口増を図る取り組みが挙げられています。移住・定住してもらうためには快適な生活環境のまちづくりが、欠かせない条件となってきます。土・日曜日、祝祭日には、町外からゴルフやパークゴルフ、カート、キャンプなどたくさんの方が来られます。また、小さいお子さんを連れて中央公園に遊びに来ている家族もいます。しかし、中央公園、西町に隣接する防風林など、子ども達が安心して遊べるような状況ではありません。また、トイレも一部、閉鎖状態にあるなど、赤ちゃんからお年寄りまでの憩いの場として適切かどうか疑問であります。

また、学校付近や市街地の歩道についても「行政区・町内会が自主的に花植及び除草作業を実施し、緑の保全と緑化に取り組んでいます」とありますが、町の指導、協力が必要かと考えます。夢のマイホームを南幌に、と決めていただくための大きな要素の一つである公園の在り方をどのように考え、実施しているのでしょうか。また、市街地における歩道の清掃、緑化をどのように考えているのかを伺います。

三好町長

菅原議員のみどりあふれる快適な都市環境づくりについてのご質問にお答えいたします。

町内、外の方々に憩いの場、レクリエーションの場として広く利用いただいている都市公園は、現在指定管理者により効率的、効果的に管理されているところです。ご指摘がありました中央公園のトイレの一部閉鎖につきましては、便器等の破壊が続いたことや利用頻度が少ないため、平成14年度から閉鎖しているものでありますし、防風林の中にある散策路につきましては、国から貸付けを受け、町が管理をし下草刈りを年2回実施しております。なるべく自然のままにとの制限もあることから、現状に対してご理解をいただきますようお願いいたします。

今後の公園の在り方につきましては、遊具等の点検、整備、改修が必要となってきますので、平成24年度公園施設長寿命化計画策定時に、快適な空間として住民が安全、安心して利用できるよう総合的に検討して参ります。歩道の清掃につきましては、幹線部分を年一回春に実施しており今後も現状どおりと考えており

ます。

また、緑化につきましては、地域活動の意義を充分ご理解いただき、幹線道路におきまして行政区、町内会の自主的な活動により、緑の保全と緑化に取り組んでいただいておりますし、都市公園の整備と維持管理により緑地の保全が図られていると考えております。その上でこれからも田園景観に配慮し、まちづくりの一翼を担う、緑地の保全や緑化活動を進めるとともに、広報や植栽事業の支援により緑化意識を高め、緑についての環境づくりに努めて参ります。

菅原議員（再質問）

今、ご答弁いただきましたことに対して質問させていただきます。まず1つ目の中央公園のトイレなのですけれども、やはり便器の破壊などが続いたということも私も理解はするところであります。しかし、周辺に住んでおられる方もやはり公園のトイレがないということで、通りすがりの方たちが使うにあたってご迷惑をおかけしているということもお話を聞いておりますし、何らかの対応が必要かと思えます。

また、その中でトイレの新しい看板など設置が必要かと思えます。それと言うのもやはり、ここにトイレがありますよということを明確にしていただけなければ、通りすがりの方とかそのダンプの方も町内たくさん通っていますから、その方たちにも知らせるという意味で必要かと思えます。そのことについて1つお伺いします。

それと防風林なのですけれども、国の防風林ということをも私もよく理解はしておりますが、やはりその中にはごみがたくさんありますし、昔は散策路に木片が敷いてあって、こちらが散策路ですよとか、ここからどこに行きますよという看板もありましたけれどもその看板も古くなり、また木片もいつのまにか雑草が生い茂り、とても散策路とは言えない状況になっておりますので、その中に子どもが迷い込んで大変危険かと。私もこの間、実際に行って参りましたけれども、やはりこれはちょっとひどすぎるかなという感想もしております。

また、公園なのですけれども、公園のいつも芝生がきれいに刈られていて、整備していただいている方には大変感謝申し上げているところなのですけれども、以前から指摘しておりましたちゅぷちゅぷ池に水がはって、そこからその水が池の方に流れてその水が循環して池も大変きれいで魚も住んでおりましたが、今ではその水が出る所が壊れているということで、そこは完全に閉鎖状態になっております。以前はそこが危険ということで立ち入らないよという看板もありましたけれども、それもいつの間にか取られており、そこも子どもたちが遊んで滑って転んで危ないかなという私も感想をしておりますが、それよりもまず第1に、その池なのですけれども、今は水が循環していないということで、水の中がものすごく汚く濁っている状態です。そこには、私の背よりも高い雑草も生い茂っている状態ですから、子どもたちが遊んでいてその沼に落ちて、そして知らないうちに、という大惨事が起こす危険性も大変はらんでおりますので、ここの所は早急に何かしらの対応が必要かと思えます。これについてのご意見も伺いたいところです。

それと、南幌町の目玉の1つであります高い遊具の1つなのですが、すべり台

ですけれども、すべり台ももう年月がたいぶ経っているせいかペンキもはげ落ち、安全策のためのビニールもスポンジがもうゴワゴワになっていて安全かなとちょっと首を傾げる状態になっておりますので、こちらも危険防止という意味でも早急に対処していただきたいと思いますが、これについてもお伺いしたいところです。

あと、そのペンキですけれども、やはり南幌町にはこういう高い遊具があるということで、町外の方も小さいお子さんを連れて方がたくさん来ております。これは南幌町のシンボルであるとともに1つの大きな目玉かなと私は思っておりますので、これも早急にペンキを塗るなどやはり見栄えということも大切かと思っておりますので、南幌町のイメージづくりの1つとしてこちらも早急に対処願いたいところですので、これについてもお伺いいたします。

それと、これも中央公園なのですが、入り口の所にありました大きな中央公園と書かれた立て看板ですけれども、これも腐っているということではずされましたが、これはどのように考えるのか、今後の設置です。

それともう1つ、そこに併設されておりますパークゴルフ場の案内がどこにもないということで、15線道路にないということで、これもやはり町外から来られる方には不親切なことなのかと思っておりますので、これのここにありますかというお知らせのどのような対処の仕方をするのか、これもお伺いしたいところです。

あと、道路なのですけれども、一部地域では黄花コスモスなどの花々や球根を植えてとてもきれいにされている場所も何カ所もあります。これは大変なご努力をされているのかといつも感心しておりますけれど、一方で行政区や町内会の諸事情により掃除や除草とか花を植えたりとかできずにいる地区が多いのかと思っております。あと、その地区に関係ないような所も、具体的に言うと7号道路ですけれども、その所もこれはどこに当てはまるのかとちょっと首を傾げる所も何カ所かありますので、そのところもお伺いしたいところです。

歩道の上の部分が長過ぎて除草作業が手間がかかり過ぎ、各町内会でも頭を悩ませているのが現状かと思っておりますので、例えば解決案の1つとして例を挙げると、土の部分小さく区切り、そこをレンガか何かで区切ってそこに花を受けるとか、そしてあとは刈払機で短く刈るとか、そういう方法もあろうかと思っておりますので、やはり行政区とか町内会が抱える問題を一緒に地域だけでなく地域担当職員制度を活用して、地域住民と自治体が問題を共有し、協力して道づくりを進めていくことはできないのかをお伺いいたします。

それと関連しまして、15線道路というのはとても重要な道路かと私は思いますので、行政区に頼らずにという思いと、それから具体的に言いますと青葉通りも一緒ですよね、そのところもどこが管理されるのかという植樹帯で土を入れ替えましたけれども、今は雑草が生い茂り、とてもひどい状態になっておりますので、イメージづくりという観点からも以上のことをもう一度お伺いいたします。

都市整備課長（再答弁）

只今のご質問にお答えをしたいと思います。中央公園のトイレの関係、また公園の池の関係、すべり台の関係等々でございますが、安全についてはこれから確

認をして参りたいと思いますが、平成24年度に公園施設長寿命化計画を策定することになってございます。この計画につきましては、遊具の施設の更新、それから撤去するかということと、施設も同様でございます。そういうようなことから、この点につきましては、平成24年度に公園全体の安心、安全を含めまして、専門業者に発注して検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思ひます。

また、入り口の柱等々でございますが、こちらの方も今、ご指摘ありましたように腐っているということで、本年予算計上をして撤去してございます。この柱につきましても、色んな所でご質問を頂いておりますので24年度の計画策定時にどのような形にしていくかということで検討をして参りたいと思ひます。

それと防風林についてお答えをいたします。防風林につきましては、只今、ご指摘もありましたが、貸付を町が行っておりまして管理をしてございます。今、町長からも説明がありました年2回、下草刈りをしてございますが、あくまでも自然のままの状態ということでご指導いただいております。というのは、例えて言いますと、倒木があっても持ち出すことはできません。ただ、散策路にかかっている場合は処理ができますが、それを外に持ち出すということはできませんし、草刈りをした草も持ち出すことはできません。また、立ち木が散策路にかかっている場合、枝が邪魔だということでこれも切ることはできません。一応、考え方につきましては、自然観察のためである散策路ということで私どもも承知してございますので、自然そのままである姿が必要かと思っております。ただ、議員がご指摘の下草刈りは2回やってございますので、ただ状況によっては悪いような状況に見られるかもしれませんが、私も2回で適当かと考えているところでございます。以上です。

三好町長（再答弁）

菅原議員の再質問にお答えをいたします。公園等々の在り方については24年度にいろいろ検討させていただきまひます。その中でやらなければならないものと、それから現在もう一度確認をしていただひいて、早急なものが必要あれば早急に対応しなければならないというふうに思っておりますが、どちらにしても来年度は点検、整備、改修等々の策定に進めていきたいと思ひています。それから、看板の設置につきましては、これから検討させていただきますがそれぞれ道路によつても管理者がいますので、町道と違ひますので、今ご指摘いただいた分は国道だとか道道につきましては、そういう所の許可等々がござひますので、それが可能かどうか探りながら進めさせていただきたいというふうに思ひています。それから、道路は国道と道道と町道がありますので、7号は道道が入っているかと思ひますし、15線も国道と道道が入っておりますので、管理は国と道であります。草の7号道路の歩道横の緑地について草が生い茂っていると、私もちよくちよく見掛けて、これは職員の方から道の方に管理、あるいは国の方にきれいな管理をお願いしているところでありますが、道、国ともども財政難の折、作業回数を減らされておりますので、そんなことがありましてなかなか思うようにいっていないというようなことであります。

それと、道路の横の緑地につきましては、各町内区、行政区でそれぞれ自主的

に取り組んでいただいて本当に感謝を申し上げたいと思います。このことにつきましても、以前は町からも出しているいろいろなやっていたのですが、町内会、区長会の要望として地域活動の中で取り進めさせていただきたいということで、変更させていただいておりますので理解いただければと思いますが、それぞれ行政区、町内会、いろいろ実情がありますので地域担当の職員も入りながら地域として何ができるのかというそれぞれ議論は進んでいるところでありまして、やっていたいている所、いろいろ検討しているという所の実情があります。その中で、町としても入らなければならないものについては、また考えていきたいというふうに思っておりますが、地域の皆さんのやはり考え方を重視しながらみんなでつくる協働のまちづくりへ私は進めたいものと考えております。以上です。

菅原議員（再々質問）

ありがとうございます。今、ご説明いただきましたけれども、1つ目の答弁の中でも平成24年度公園施設長寿命化計画策定ということでお話しいただきましたけれども、やはり公園というのはその町のイメージですから、その前になんとかできないものかと私も思っております。というのもやはり24年度に計画に立て、実行するのはその後になるかと思うのです。土地を見に来る方、それから遊びに来る方、その方たちの中でも南幌町って住みやすいよねという話しもかなり聞くこともあるのですよね。ただ、残念なことということで、道路とか公園のこととかもいろいろ聞いております。あと、先ほど言いました防風林につきましても、以前はこうだったんだけど久しぶりに来たらこうだよねという話しもしていただいているところですので、やはり小さいお子さんをお連れになったご夫婦にこの南幌町に来ていただくためには、公園はとても大事なことかと思っておりますので、それともう1つ先ほど言いました沼のことです。池が沼に変わったと。これは、もう本当に大変な問題に発展する可能性もありますので、これはもう明日にでも早急にしていただけるものか、これは、再度ご質問させていただきます。

あと、それと看板ですけど、これも24年度ということですけども、これもやはり南幌町の目玉の大きな1つでありますので、これも仮の看板になるかと思っておりますが、それまでの間、それも早急にご検討いただけるのかお伺いいたします。

あと、それと町内会の自主的な、というお話しを頂きましたけれども、やはり集まっていただく方が非常に少なく、手間がかかる道路には手をつけられないという声もありますし、実際に除草作業もままならないままに大量のお花の種を植えた所もありますが、それは1つも芽が出ませんでした。やはり、そういう町内会は町内会なりに頑張ってもおりますけれども、それだけでは片付かない問題も多々あると私は聞いておりますので、そのことに関しても町としては何らかの手助けと言いますか、協働と町長は謳われておりますのでそれも1つの協働かと思っております。地域、住民、それと行政と、色んな方たちが関わってその15線、それから7号道路、国道、町道、道道含めまして、やはり格差がありますとなおさら見苦しいということもありますので、これは町道、道道、国道に関わらず早急にしていただければと思います。以前は、道道の所でもポピーが咲いていてとてもきれいにいただいているということもあります。それはどなたが管理して

いただいたかはわかりませんが、それは国でも道でもそれをしてはいけないという、そこまで規制はないのではなかろうかと思えます。もしも、きれいにして文句を言われるのであれば、町としてもこれは南幌町のイメージダウンですということで再度お話しいただければいいのかと思えますが、そのところももう一つお願いしたいところです。

あと、地域担当職員の方にも大変ご努力いただきまして、色んなことの問題に関わっていただいておりますけれども、ここはもう一つ踏み込んでしていただけないかどうか、そのところをもう一度お伺いさせていただきたいと思えます。

三好町長（再々答弁）

菅原議員の再々質問にお答えをいたします。ご指摘がありました池等々につきましても、即ち確認をさせていただいて対処方法を考えていきたいというふうに思っております。

それで緑化の部分、花植えいろいろやっていたら、これは本当にありがたいことではありますが、町としても道道あるいは国道で地域から要請があったものは、もう既に改良するために土の入れ替え等々もさせていただいています。要望のあった部分については、そういうふうにもさせていただきました。その中で、地域の自主性ということでこれは言われている、強制をしないでくれと、そういうことで元は町が主体でやっていたのですが、今、菅原議員がおっしゃったとおり町内会さん、区長さん、それぞれ悩みを抱えながらの問題であります。ですから、私どもも相談を頂いていると担当職員も含めて相談をさせていただきながら、その年その年の状況の中でやっていたらというふうに聞いております。

それから、今年もいろいろ植えていただいたようではありますが、何か種の発芽率が悪かったみたいでなかなか生育がしなかったという話を聞いております。ですから、それによって草がまた生い茂ってきたという話でございますから、また来年はどういうお話しになるかは別として、行政としても手伝えるものについては、手伝っていききたいというふうに思っています。

それから看板については、仮看板というのはどうだろうと、今まで色んな看板を作った中で仮看板というのは余計批判を浴びたという過去の例もあります。やはりやるのならきちんとやらないと、せっかくの公園をまたおかしなことにイメージになってはいけないのかというふうに考えていますが、どちらにしても来年そういう策定をするということでもありますし、緊急性のものについてはやはり即やらなければならないものがありますから、それらを勘案しながら計画策定をしていききたいというふうに思っています。

「町の夏祭りについて」

石川議員

私は町長に2問質問をさせていただきます。

まず1つに、町の夏祭りについて。今年も夏が終わりました。今年の夏は例年になく晴天の日が続き、本町でも商工会やJAの恒例イベントをはじめ盆踊りなどにたくさんの人たちが訪れ、にぎわっていました。しかし、本町には町外にアピールするような夏のイベントがありません。商工会やJAのイベントは町民向けが主であり、そのような企画がありません。町では、なんぼろ夏祭りとして、それらのイベントに協賛する形で玉入れ大会や物産展などを実施していますが、今年はそれも縮小してしまいました。かつては、米まつりやリバーサイドフェスティバルなどがあり、何万人もの人々が町外から訪れ、にぎわっていました。近隣の町でも行われているように、町民はもとより町外の人々も気軽に訪れるようなイベントを実施することはできないのでしょうか。主催は町民有志での実行委員会としても、町がしっかりサポートする夏祭りが必要だと私は思います。開放的になる夏祭りを通じて町の情報を発信することはもちろん、町民の交流の場として町の活性化につながると思うのです。確かに町財政が厳しいことは理解します。でも、立派な職員がいます。アイデア豊富な町民もいます。そんなメンバーで実行委員会を編成し、お金は協賛金を募って行えば、町負担も少なく済むはずです。あとは、やる気だけです。

町に活気を、住民に元気を取り戻すためにも、今こそ町が音頭を取って夏祭り開催に向けて動き出すべきだと思うのですが、いかがお考えかお伺いいたします。

三好町長

石川議員の町の夏祭りについてのご質問にお答えいたします。

始めに、例年開催しておりました「なんぼろ夏まつり行政区対抗玉入れ大会」につきましては、多くの行政区、町民が参加できるよう、チーム構成を拡大し、行政区長会議に説明、ご提案をいたしました。4行政区の参加申込みであったことから中止をさせていただいたところでございます。なお、南幌町観光協会での特産品の販売並びに姉妹町熊本県多良木町の物産展、南幌音頭の披露につきましては、JA夜まつりにおいて実施したところであります。来年度につきましては、多くの町民が集い楽しめる、賑わう、歓声、笑う、活気のある祭りの開催ができますよう競技種目などの見直しを含め検討して参りたいと考えております。

次に、行政が主体となり、町外向けのイベントの実施につきましては、現段階では考えておりません。ただし、町民有志が実行委員会組織を形成し、主体的にイベントを開催する提案がなされた場合には、町の活性化につながるイベント内容であるか否か判断をさせていただき、町としても協力して参りたいと考えております。

石川議員（再質問）

町長から今答弁いただきましたけれども、町長もご存知のとおり昨年まで私は

米米まつりが13年間続いた、それが途切れて町民にとってはなくなって寂しいという声があったことから、町民有志を募り米米まつりパート2という形で3回ほど開催したものであります。米米まつり開催に対しては、多くの町民からやはり復活してくれたんだということで、期待やら励ましの声も受けておりました。町長も先ほどもおっしゃっていましたが、町民有志が組織し主体的にやるならば町も協力するというようなお話しであったがゆえに、そういうふうな形で仲間を募ってやったところでもあります。でも、資金集めやボランティアスタッフ集めには、正直言って苦労しました。しかし、協賛金というような形で資金を募る形で実施したのですが、提供してくれた人たちはとても好意的でありました。参加した人たちは、どろんこゲームだとか出店だとかステージイベントなどに町外から大勢訪れて楽しんでくれていました。隣の長沼町では、JAと商工会と町がそれぞれ行っていた夏祭りを一本化して盛大なお祭りにしようというので実施したのが、現在行っているマオイ夢祭りだと聞きます。本町も商工会青年部主催で今まで行っていたわくわくビールカーニバルですか、その運営自体の負担が大き過ぎるということで、今年は親会の商工会が主催となってお祭りを実施していました。これをきっかけに、町とJA、そして町民有志が加わった新たな一大夏祭りイベントを、実行委員会という形で発足して町外にアピールできるイベントを今年から企画するべきではないか。その音頭を取るのが町であっていいのではないかというふうに私は申し上げる次第です。資金の関係では、かつての米米まつりでは総予算450万円かかっていました。その内の80%の360万円をふるさと創成資金やら知名度向上資金から補助金で賄っていたという事実があります。しかし、例えば十勝管内の更別村で行われているトラクターばんば大会、これもあの村では一大イベントなのですけれども、その総予算の9割は村内外の企業やら個人からの協賛金を募って賄っている現状にあります。お金をかけなくても盛り上がるイベントはいくらでもあると言いますけれども、本当に町がすべて出さなくてはいけないというものでもない、というふうに考えていただきたいと思うのです。そこでは、事務局は商工会がやっているという現状でありました。また、栗山夏まつりも同じような形でやっていると聞きます。特徴あるお祭りイベントを企画して町をアピールして活気を生むことで、町民に元気を与え、地域経済に灯りをともすことになるのではないかと思いますけれども、それについていかがお考えなのか再度お伺いいたします。

三好町長（再答弁）

石川議員の再質問にお答えをさせていただきます。対応について、町としてもできる限りのことをさせていただいたところでもあります。当然、道からの助成金というか補助金というか頂いて、これは継続するもの、主体的に町民の人たちが継続してやるということで町が申請をしていただいたと思います。そういう努力も入っているわけでもあります。そんなことを含めながら今、町でできる部分をいろいろやってきたところでもあります。石川議員がおっしゃるとおり商工会、JA、町と一緒にこの夏祭りを含めてイベントの開催、なんとか一本化をできないかと以前からも話しをさせていただいておりますが、それぞれ独自の考え方を持っております。その中で、町として今一本化にできない現実、それぞれのやは

り団体の思いがありますので、その辺が一緒になればこれは当然、町として一緒にやっていきたいというふうに思っていますが、協賛金を集めれば簡単にできるのではないかと、去年、協賛金を集めて非常に苦労されているのも十分聞いております。そして、企業からは後に、なんでこんなに何回も南幌町の関係者がお金を集めに来るんだ、という苦情も数多く私のところに寄せられたので、なんとか一本化にならないのかと。そして、今年はその声はまだ届いていません。そんな現状があって以前のように集めればかなり集まった、リバーサイド公園のイベントも含めて、それはかなりの額が協賛金という形で色々な形のご協力を頂いてできたのも事実であります。しかし、うちの町は今、どうでしょう。議員は当然その部分については、わかっていただけるかと思いますが、なんとか今我慢をして町民の負担も頂いて一生懸命やっているところであります。その中で、町としてできるものを皆さんのご協力を頂けるものについてはやろうということを進めてきておりますが、今回については残念ながら行政区、町内会、いろいろ骨を折っていただきましたけれども、参加チームが非常に少ないということで中止をさせていただいたと。農家地区の若者、それから商工会の若者も現実的には10何年前、20何年前と比べるとその人数が相当落ち込んでいるのも事実であります。ですから、商工会も商工会でやるようなイベントになります。そのことも踏まえながら、そういう若者が一緒になって協力してくれるイベントが開催できるかどうかは、これからまた検討させていただきたいと思いますが、石川議員も米米まつりパート2でそういう若者を集めるのに大変苦労しているのも去年言っていましたので、そのことも踏まえまして大きなイベントをやるということには、そういう人的なものも非常にうちの町には不足しているのではないかと。早くそういうできる環境に世の中がなっていたらいいと思います、それはもう私も思っています。イベントというのは、やはりみんなで作るものです。特に若者が活気あるイベントをやっていただく町というのは、非常に伸びていくわけありますから、できるだけそういうことができるような体制作りは今後考えていきたいと、そんなふうに思っています。どちらにしても今の状況の中では、そういう有志がせっかくやっても今年中止を余儀なくされた背景もございまして、そのことも十分踏まえながら町としても考えていきたいと思っています。

石川議員（再々質問）

町長の今の答弁も理解するところがありました。町長自身もそのイベントの必要性はわかっているけれども、できないというジレンマもあるということですが、でもやはり、さっきの同僚議員の質問にもありますけれども公園管理もそうでしょうですが、移住促進につながるという意味では、かつてのあのそういったこういうイベントというのも大きく影響して功績を上げてきていると思うのです。今、こうやって移住促進が滞っているというのは、そういった面での外に対してのアピールが足りない、アピールするにはやはり色々な話題性を持つということで、こういうお祭りというイベントというのは効果的なものであるということはあるかと思いますが、ぜひともなんとかその実現に向けて、早期に対応していただきたいと思うところであるのですけれども、先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、現段階では考えていないということですが、

ならばいつぐらいになったら可能なのでしょうか。自立プランがある程度終わるところなののでしょうか。ある程度めどというのがお示しできるのならば、お聞かせいただきたいと思います。

三好町長（再々答弁）

まちづくりの思い、あるいはイベントを通じてというのは、これは私も同じであります。しかし、うちの今、先ほども申し上げましたが若い人たちの活動状況を見て、何日もそれに携わってられる環境かどうか、私があるいは石川議員が若い時と違う環境の背景があります。いくらお金を出してもできない部分もありますから、そのことも十分感じながら、それから我が町としては、お金をかけないでやっていこうという皆さんの思いで、多分米米まつりパート2もそういう思いで町には負担をかけないからやるので後援してくださいと、それで協力できるものは町として協力するというお話させていただきました。そういう部分を含めて、やはり町が今やっている部分、ある程度見通しがついて、あるいは町民の方々の行動というか動向を見ながらみんなでやろうという雰囲気が出てくればこれは当然、どこともなく声が挙がってくるものと私は信じております。ただ、今そういう商工会あるいは農業者の環境が大変厳しい状況という判断をさせていただきますので、例えば町が音頭を取って町がすべてをやるということは非常に難しい、特に協賛金集めに町の職員が入るとこのこれはいかなものかというご指摘、色んなところで争い事になっておりますので、そのことも含めると非常に難しい問題ではないかというふうに思っています。ただ、そういうイベントを、あるいはお祭りをみんなで楽しむ、年に1回それくらいは必要だろうと私も思っています。今、それぞれの団体がやっていただいておりますが、なんとか町も含めて見通しがつけられればと、そんなふうに両者と協議させていただきながら、うちとしてできるものを執り進めていきたいというふうに考えております。

「交通事故を防ぐために道路改良を」

石川議員

それでは、2つ目の質問に入ります。交通事故を防ぐために道路改良をということで質問させていただきます。

今年になって7月、8月と相次いで町内で死亡交通事故がありました。亡くなられた方及びご家族の方々には謹んでお悔やみ申し上げる次第ですが、その場所がともにきらら街道であることに何がしかの問題はないだろうかと思うのは、私だけではないと思います。警察によると事故の原因は、スピードの出し過ぎと運転操作のミスによるものと言われていたのですが、道路の構造にも問題はないのかと思うのです。道道江別長沼線の西13号道路との交差点は、鋭角交差を緩和するためきらら街道側がカーブしていますが、それが原因で路外転落やスリップなどを起こしやすくなっており、通勤ドライバーの間では魔のカーブと言われているのです。直線道路が続くきらら街道には不似合いなS字カーブに多くのドライバーが困惑しています。特に冬の凍結した時には、まさに恐怖のカーブとなるのです。きらら街道は農水省の事業で建設した道路、広域農道なので、設定走行速度や道路の勾配などの構造が一般道路と違うと言われますが、そんなことは一般ドライバーにはわかりません。せめてガードレールを付けるとか、一般道路並みのカーブ勾配をつけるなどの対策を打つべきではないでしょうか。

また、このカーブだけでなく他の箇所においても、危惧される箇所がないか見回っているのか、あるとしたら、どのような対策を行ってきたのか、今後行っていく考えはないのかを伺います。

三好町長

交通事故を防ぐために道路改良をのご質問にお答えいたします。

始めに、亡くなられた方のご家族には謹んでお悔やみを申し上げます。本町では、警察、交通安全団体、関係団体などの協力を頂き、住民挙げての交通安全に取り組んでいる中での事故であり非常に残念に思うところです。今後もいっそう運転者の運転モラルの厳守を切実に願うものであります。この事故に伴い8月11日に札幌方面栗山警察署、交通安全運動推進協議会、交通安全協会、立会いのもと、道路診断を実施しており、結果として道路構造上及び交通規制標識、警戒などの表示を含め支障がないものと判断されております。このことから、ガードレールの設置につきましては、現在設置の予定はありません。議員ご承知のとおりきらら街道は、農林水産省所管の事業で施工されたため広域農道と言われておりますが、道路構造令に従って作られており、一般道路となんら変わらないものであります。公安委員会とも協議し現状の構造となっているもので、カーブ勾配についても基準内であると考えております。

また、通常パトロールにおいて、路面状況、標識設置の具合、草刈りなどを実施しており、毎年10月には、交通事故状況などを分析し、必要な箇所について札幌方面栗山警察署へ交通安全施設の設置要望を申請しており、今後も継続して要請して参ります。

重ねて申し上げますが、運転者の運転モラル厳守が何よりも重要であり、節度

ある運転を心がけていただくことを願うとともに、栗山警察署をはじめ町内関係団体と協力して交通安全活動の推進に努めて参りたい考えであります。

石川議員（再質問）

町長からの答弁を頂きましたが、町長の答弁にもありましたけれども、このきらら街道のカーブ勾配については基準内であるというようなことで、改良する考えは持っていないというようなことでありました。道内には、このきららに限らず、まだ他にも広域農道がございます。8線道路もその1つだというふうには聞いておりますけれども、先だって後志管内の余市町の方に行ってきました。向こうにはフルーツ街道というのがございます。実は、あそこの道路もかつては結構事故が多いというようなことで報道されていたところから、どういうふうな状況なのか、また何か対策はしているのかということでもちょっと行って見て参りました。あそこは、果樹園地帯を通る道路ですけれども、上ったり下ったり右へ左へと、きらら街道とは本当に対照的な構造になっておりました。交通量は観光シーズンになれば大型バスやマイカーなどでにぎわうのですけれども、普段は通行の少ない静かな田舎道であり、やはりそれもきらら街道とは対照的な環境にあります。一時は交通事故が多かったということですが、最近は随分減ったと言われております。実際に車で走って見たのですけれども、他の一般道路と違い、曲がり道のコーナーで勾配が少ないかついていないため、路外に重心が流されそうな感じがありました。実際、余市町の担当者に聞いてみたところ、実際交通量が少ないので、そのカーブ勾配などの何かの改良はされているのかというようなことでちょっと聞いてみたのですけれども、交通量が少ないから特別に道路改良はしていないと、またこれからする予定もないというようなお話しでありました。しかし、うちの町のこのきらら街道はさっきも言いましたように、いくら広域農道といえども圧倒的に交通量が多い所にあります。札幌圏とつながる本町の幹線道路であるがゆえに、この道路をきっかけに宅地造成やら住宅販売などを行ってきたのですから、欠くことのできない道路であるということでもあります。それだけに交通事故の危険性があつたり、事故が多発することがあってはならないわけであり、そういったいくら同じ広域農道といえども利用量をはるかに多いということから勘案した場合、今のままでいいのかというふうに私としては思うわけです。確かに基準としてはあるのでしょうか。広域農道という基準の中では適応されるのでしょうかけれども、既にこの道路は一般道路なみの交通量であるということも認識した中で何らかの対応が必要ではないかというふうに思うのです。本町の場合、そういったことで交通事故に対してこのS字の直接的な、今回の事故はS字のこの交差点が直接的な原因ではないですけれども、これからもやはり事故が起きる可能性があるというふうに私は危惧するところであります。何らかの形で対応するべきではないかと思えます。

また、その他の一般道路においても事故の多い所がございます。きらら街道にこだわらず町内の町道として見るならば、事故の多い所がまだあると。本町はとにかく直線道路で暮盤の目の道路であると、町であるということから交差点事故が特に多いわけですが、例えば、きらら街道の近くにありますが南12線西14号、晩翠の消防車庫ですか、番屋のあの交差点、あそこはよく事故があり、

死者やけが人など昨年もそういった形で事故が起きておりましたけれども、そういった交差点に対して何らかの対策は行っているのでしょうか。点滅信号が今回設置されましたけれども、それだけではなく更に例えば、速度を落とせなどと警告表示を出す電光掲示板を設置するなど何かの対策は必要ではないかと。個々に住んでいる人はわかっているのですけれども、町外から来る人たちが知らないでどーんとぶつかるという町民にとってはもらい事故というような形の事故もあるわけですから、そういったこともある程度察知して対応すべきではないかというふうに思うのですけれども、そういうきららの交差点につきまして、またこの12線の14号の交差点につきましても、どういうふうな形で考えておられるのか再度お聞きします。

三好町長（再答弁）

石川議員の再質問にお答えをいたします。先ほども答弁させていただきましたけれども、所管が農水省あるいは国土交通省という名称の違いで道路がなっていますけれども、構造上は道路構造令という施行令に基づいてやっていますので、一般道と全然変わらない、同じ形の中で作らせていただいていますから構造上は全然問題ない、その辺はもう一度確認いただければと、そんなふうに思っておりますので、ただ、交通事故が多いというようなことでいろいろ庁舎内でも検討をさせていただいておりますが、特にきらら街道のS字は議員から提案があったガードロープなりガードレールというお話もありますが、それを設置することによって今度対向車とはずみでいく可能性が非常に高い道路と、むしろ自損で入った方が大きな被害にならない部分でもあります。ただ、道路幅が今の現状でありますので、議員も車運転しますから横にガードロープでもガードレールでもありますと運転者というのは中央に寄ってしまいますよね。だから、そういうことも踏まえていきますと、これはもう栗山警察署等々と相談させていただいて現状の方がむしろいいのではないかとということで今そのように、それで交差点は常に直角ではなければならぬので、あそこがS字になると、これは前にもお話しさせていただいたところでありまして、勾配等々、十分道路の構造令に従って私どもはやっているところでありますし、そのほか、町内、議員ご指摘のとおり直線道路がほとんどであります。私も休みの時は運転します。非常に危ない目に遭います。ただ、見ていると最近では町民の方が気を付けていただいておりますので、町民の方のそういう所の事故は多分少ない、町外の方が非常に多いというのが実情であります。多くあった所については先ほど議員からご指摘ありました点滅信号等々付けていただいて、先ほども答弁で申し上げたとおり栗山警察署にいろいろお願いしている数はかなりあります。なかなか実現に至るのが少ないのであります。うちは今4カ所くらい、特に大事な所ということで要望はしておりますがなかなかこれも、はいそうですかとすぐ言っていただけないのが現状であります。町としてはやはり命を守るという部分で危ない所については、そういう設置あるいは標識等のお願いを今しているところがございますので、その方、また強く要請して参りたいと思っております。

石川議員（再々質問）

そのような調査をされて、そのような結果だったということですがけれども、ちょっとしつこいようではありますが、確かにガードレールとかガードロープとかそういう面の道路を広く使えないというそういったものもあるかもしれません。でも、実際あそこを走ってみてください。40キロで減速しなさいという標識はありますけれども、でも、100人が100人みんな40キロで減速すればそれは問題ないのですけれども、たまたまそういうような形でいる人が突っ込むだとかそういったものがあるわけです。それによって命を落とすだとか車だとか色々な物損事故ということも起きるわけです。そういったものを考えると先にして対応すべきではないかと。あえて詳しく言えば、あの交差点があってS字になっていますけれども、なってしばらくしてからカーブ勾配になっているのですよね。本当だったらもうちょっと手前からカーブ勾配になっている方が、重心を路外に引っ張られる心配はないですし、そういった構造の改良をしていただける方がもっと安全に通過できるというふうに私は思うのです。ですから、確かに警察やら公安委員会の対応もあったのでしようけれども、もう少しそれを調査していただいた中で、できるならば50キロでもちゃんとすんなり通れるような道路に改良するように検討していただけないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

三好町長（再々答弁）

石川議員の再々質問にお答えをいたしますが、道路標識ってちゃんと付けておりますよね。その法定速度って何で守られるかと言ったら当然、車の運転手さんはおわかりかと思いますが、そういう部分を変えて要請するということは非常に難しいと思います。何らかの別の方法があれば別でしょうけれども、道路標識をきちんと40キロ制限等々表示しておりますので、それらの中であとは運転者がどう判断をするか。あそこは40キロなのに50キロも60キロも飛ばしている人が多いから付けてくれという話しは、うちとしては要請はできない。だから、何らかのどういうふうな方法がいいか常に検討をしながら、そして当時それが一番ベストという状況の中のあのS字カーブを作っていただいたという背景もございまして、何度か色々な形で啓蒙活動等々しながら、当然あそこに信号があるのですよね、信号があるということはそんなにぶっ飛ばしていくというのは普通あり得ない、運転手のモラルとして、そういう状況であります。もっと手前からなんとかそういう表示だとか色々なことを考えながらできないかどうかは検討してみたいと思いますが、スピードを出し過ぎるからという表現はちょっとできないかと思いますが、何らかの対策ができればまたそれぞれの団体に要請しながら考えて参りたいというふうに思っています。

「高齢者への聴覚検診で認知症予防の充実を」

佐藤(妙)議員

高齢者への聴覚検診で認知症予防の充実を。超高齢社会となり、慢性的に医療や介護を必要とする高齢者が年々増加しています。高齢者が尊厳ある生活を維持するためにはコミュニケーションの維持が必要ですが、それを妨げるのが認知症です。埼玉県では、「聞こえ」はコミュニケーションの基本であり、難聴が認知症を引き起こす原因の一つであることに注目し、取り組んでいます。加齢性難聴の発症頻度は65歳以上で30%、75歳以上で60%、85歳では80%を超えと言われています。難聴から社会的参加ができづらくなったり、家庭内でも孤立するということにより生きがいを失い、閉じこもりやうつ、認知症へと発展させないためには、定期的な検診を地域で行っていくことが有効です。先ほどの埼玉県坂戸市での定期健診実施の結果、平成19年に9,653人が受診し、575人に異常が認められ専門医への再受診を勧めたということです。加齢による難聴は老人性難聴とも呼ばれ、高い音が聞こえにくくなるのが特徴です。連続した音が途切れて聞こえるために、聞き間違いが多くなり、会話もスムーズに進まなくなります。ただ、低い音は比較的聞こえるため、ちょっとおかしいかな、年のせいかなと耳鼻科の受診を延ばしがちで早期発見を逃し、治療を困難にしています。高齢者が尊厳ある生活を維持するため、介護予防の充実のため、我が町でも特定健診に聴力検査の導入は可能かお伺いいたします。

三好町長

佐藤議員の高齢者への聴覚検診で認知症予防の充実をとのご質問にお答えをいたします。老人性難聴は加齢現象によって引き起こされる感音難聴と言われています。感音難聴は、内耳の蝸牛の機能の低下により音が聞こえにくくなり、また中枢神経の機能も落ちるので言葉の判断力も悪くなります。老人性難聴は治すことができないと言われ、治療としては補聴器を用いて低下した聴力を補うようにします。

特定健診への聴力検査導入可能かとの質問であります。特定健診は生活習慣病の発症を未然に防ぐためにメタボリックシンドロームの該当者や予備軍を見つけ出し、対象者の生活改善指導をすることを目的として、各保険者が実施するものとなっており、特定健診での聴力検査はできないものと考えます。

なお、本町においては、高齢者の日常生活の支援に、介護予防事業や健康教育、健康相談、各老人クラブへの出前講座等を行い、高齢者の状況把握や指導、相談を行っています。聞こえが悪く感じた場合、まず耳鼻科医の受診をお勧めしていますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

佐藤(妙)議員（再質問）

今ほど町長がおっしゃられましたけれど、現在国による高齢者の基本健康診断には聴力に関するチェック項目は含まれておりません。早期に専門的な聴力検査を必要とするかどうかを見極める取り組みが必要かと思われ。そして、問題点が見つかれば先ほどおっしゃったように耳鼻咽喉科での本格的な検査を勧め

るように行えばいいと思います。先ほどの話しでは、各々の検診をした方がよろしいかとそのようなお話しでございましたが、早い段階でも本人の自覚というのは、本当に大変難しいものがございます。最近発売された簡易聴覚チェッカーというそういう器具でございますが、これは本当に低価格でコンパクトな商品でありまして携帯電話ほどの持ちやすい小型聴力検査機でございます。これは、従来の鈍い音だけではなく聞き取りづらい単語や年月日の質問と認知の検査も一緒にできる物です。遠いのですけれども、こういう形の物なのですけれども、簡単にどこにでも持参できるので定期健診や介護施設での利用、訪問介護と活用は様々です。住民の健康予防推進を図る物と思います。厚生労働省の調査によりますと、4人に1人はこの難聴を自覚しております。元気なお年寄りに認知症テストと言うと尊厳性を傷付けることも考えられます。人が言うと腹が立ちますが、機械に言われるとそうでもないようです。これらは、将来の町の国民健康保険負担の軽減にもつながるのではないのでしょうか。我が町もこのような物を使い、初期的な対応ができないか見解をお聞きいたします。

保健福祉課長（再答弁）

只今のご質問にお答えいたします。老人性難聴の場合ですけれども、当然聴力検査を行う場合については、聞こえの検査では40デシベルを基準として聴力の低下のある人については補聴器が勧められるということでございます。今、お示しいただいた簡易聴覚チェックですか、こちらの方の精度についてその辺、私ももまだ認識しておりません。ただ、保健師が常々各地域、家庭の訪問あるいは答弁を町長が申しあげましたように出前講座等でその都度聞こえの悪い方、こういった方については耳鼻科検診を勧めているところでございます。また、介護認定の時点におきましても、聴力部分についてのチェック項目がございます。従いまして、耳の聞こえが悪くなった、あるいは疑いのある方々については、その都度保健師等が指導して進めているところでございます。そういったことで、ご理解願いたいと思います。

佐藤(妙)議員（再々質問）

様々な問題はございますけれども、ぜひ前向きな取り組みをよろしく願いたいと思います。

「町民団体等の事業に対する公用車の貸し出しについて」

佐藤(妙)議員

それでは、2問目に移らせていただきます。2問目ですが、町民団体等の事業に対する公用車の貸し出しについてです。

我が町の公用車で町の団体へ貸し出しできるものは、マイクロバス、ボンゴ車です。貸出対象は、学校やスポーツ少年団等のスポーツ大会の送迎や、社会福祉協議会主催の催し物の送迎を必要としている団体です。町民の自主的なボランティア活動やサークルでの地域活動、PTA等の団体などが町の道路や河川、公園などの美化活動や清掃活動、他市町村への見学、交流等をするために町が公用車を貸し出しすることは、更に協働のまちづくりを推進するものと考えられます。町民が自主的に町おこしや活性化を願って行動を起こすために、行政はできるだけバックアップをする必要があると考えます。第5期南幌町総合計画の基本構想にある町民協働に支えられる自立したまちづくりは、多様化する地域の課題や町民ニーズに対応したまちづくりを進めるため、自立性が高く、将来の世代に負担を課すことのない持続可能な行政経営に努め、地域の魅力や個性を生かし、町民力や地域力を合わせた協働のまちづくりを進める、とあります。このような素晴らしい基本構想がもっと町民の中に浸透するために、町も細やかな対応をすることが必要かと思われれます。町の財政健全化のため、現在ある物を利用した中での地域住民へのサービスを拡大すべきと考えます。その中で、貸出車両を軽トラ、トラックまで範囲を広げられるか。また、貸出対象をボランティア団体、PTA、子ども会、老人会、町内会等に広げられるかについて町長の意見をお伺いいたします。

三好町長

町民団体等の事業に対する公用車の貸し出しについてのご質問にお答えいたします。

始めに、マイクロバス及びワゴン車の使用について申し上げます。10人乗りワゴン車の使用につきましては、本年度より新たにスポーツ少年団の大会参加についての使用を認めることとして範囲の拡大を行ったところであります。マイクロバスの使用につきましては、過去よりバス事業者から町の行事などにおける民間バスの積極的利用について強く申し入れがあることから、町マイクロバスの使用範囲を拡大することは、民間バス事業者の経営を圧迫することにつながり、町内の路線バスの運行にも影響を及ぼしかねないことから、町主催行事のほか、スポーツ少年団大会、老人福祉・障がい福祉の事業に限定して車両の使用を認めているところであり、今後においても現在の使用範囲を拡大する考えは持っておりません。

次に、軽トラックなどの町公用車の貸し出しにつきましては、町公用車は、基本的に役場の業務に使用するための車両であり、特に軽トラックについては、車両台数も限られ、事故や災害などの非常時に出勤することが多く、また、自動車保険についても町職員が運転するものとして加入しているため、新たに地域へ貸し出し範囲を拡大した場合、不特定多数の方が運転することとなり、自動車保険

の変更などに伴う経費の増加や車両の維持管理の面などから、貸出対象をボランティア団体、PTA、子ども会、老人会などに拡大することはできないものと考えているところであります。

佐藤(妙)議員(再質問)

只今のご回答で難しいというお話しでしたが、北海道の清水町という所では町民の自主的な地域活動を支援するために使用予約のっていない公用車を無償で、それも燃料代も無償で貸し出しをしております。対象は町内会、老人クラブ、PTA、ボランティアなどです。現在、南幌町のボンゴ車の貸し出しについては町の職員対応の場合は、保険の方の問題はありませんけれども、職員以外の運転時の保険は現在どのようなになっているのでしょうか。

そして、また特にこの南幌町は公共交通の便が少ない町であり、高齢者同士で車を持ち合い、高齢者の事故も多発しております。しっかりとした南幌町としての一定の規律を作成し、町の共有財産としても前向きに考えていただくことは可能かどうかお伺いいたします。

三好町長(再答弁)

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。保険については、職員限定の共済保険に入っております。それぞれ町によって、それぞれ違うかと思いますが、私も職員が使うということの限定の中で保険に入らせていただいているところであります。そこで、ワゴン車あるいはマイクロバス等々の使用については、できるだけ範囲の拡大は行っているところでありますが、先ほど申し上げましたように、うちのバス、路線バスにもいろいろご苦労いただいて民間業者にも入ってきていただいております。それらのことも十分勘案しながら、今貸し出しを進めておりますので、先ほど申し上げた答弁のとおりでありまして、町の主催行事だとか少年団だとか、そういう老人福祉だとか障がい福祉等々に限らせていただいで使用させていただいているということでございます。

それから、軽トラあるいはトラックについては台数が本当に限られているという状況の中で今進めておりますので、中には町内会の行事の中には、町職員がそこに居住したり、あるいは担当職員かどうかということの中で、街路の清掃等々あるいは花壇の除草の後の始末について職員が利用しているのは支援をさせていただいているのですが、それも限定があろうかと思いますが、その中で今、町の持っている車両台数も相当減らしながらやっておりますので、ご理解いただければと、そんなふうに思います。

佐藤(妙)議員(再々質問)

本当にこのような問題は大変に難しい問題かと思いますが、どうぞこれから町民中心の南幌町ということで前向きにお考え願いたい、そのように思っております。

「高齢者対象のパソコン講習会の実施を」

佐藤(妙)議員

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

高齢者対象のパソコン講習会の実施を。パソコン、インターネットをはじめとした情報通信は私たちの暮らしに欠かせないものになっています。高齢者の方々においてもパソコン所有者の増加と同時に生活の一部として利用され、毎日の生活において必需品として定着しつつあります。パソコンを使い自宅で買い物をしたり、遠くに住む友達や親戚とメールをするだけではなく、更に日常のコミュニケーション手段として電子メールなども普及し、地域活動や趣味の交流を目的としたコミュニティーサイトの利用が今後も普及、拡大すると思われます。外出が不自由になった高齢者の新しい生きがいの一つとしてもインターネットや電子メールは役立っています。しかし、実際に購入し使用する時に、説明書を見ながらの操作は高齢者には大変難しい作業になります。以前に我が町でもパソコン講習会は数回開催されたとお聞きいたしましたが、現在では実施されていないようです。他市町村において実施されているパソコン講習会に申し込みをしても、そこに住んでいる住民のみが対象と断られるケースもあり、意欲があっても前に進むことが難しいようです。パソコン講座等で、ある程度マスターした人が、他の初心者の人に操作方法を教えていただければ、高齢者の交流が図られるとともに、教える側の生きがいと教わる側の励みにつながります。それぞれがネットにつながり、趣味やサークルや生きがい活動、ボランティア活動に生かされれば生き生きとした交流の輪がますます広がります。今後、我が町においてパソコン講習会の実施の計画はあるのか、あるとしたら、どのような形でやっていくのかをお伺いいたします。

林教育長

佐藤議員の高齢者対象のパソコン講習会の実施をの質問にお答えいたします。

パソコン講習会につきましては、平成9年度から平成16年度までの8年間、公民館講座として、各小学校、中学校の協力を得て開催してきたところであります。講座の内容としましては、初心者を対象としたパソコンの基本操作を中心に行い、平成13年度以降は、インターネット、メール送信などの操作についても取り入れた中級者向けの講座も実施したところであります。特に高齢者の方に限定して実施したわけではありませんが、殆どの受講者が年配の方でしたが、一定の技術が習得されたことと受講者が減少傾向にあったことから現在は実施してはおりません。

昨今のパソコンを含め電子機器の普及は目を見張るものがあり、当時との社会環境も変化していることから、今後においては、住民からの公募や各団体の代表者などにより組織され、主体的に生涯学習の教室や講座の企画、運営にあたっているふるさと南幌みらい塾運営委員会の中で、高齢者の交流が図られるようなパソコン教室の開催について、充分検討を進めて参ります。

佐藤(妙)議員（再質問）

隣町の長沼町では、町の事業としてパソコン教室を平成10年から開催しています。その内容というのが、町民会館の一室を利用しまして、常時20台のパソコンを無料で、火曜日から金曜日午後1時から5時、水曜日から金曜日は午後8時までやっているそうです。講師は町民で、パソコン技術をマスターした方が委託で教えているそうです。町外からの申し込みは受け付けてはおりません。わからないことがあれば気軽に聞きに行くことができ、一緒にパソコンを操作しながら教わることができるので、高齢者であっても理解しやすいと好評を得ているようです。そのほかに1月に3日間の講座を定員20名で1年を通して開催し、基本操作から始まって1年である程度のパソコン操作は習得できるそうです。それで担当の方にお聞きしたところ、インターネット普及とともに多くの住民がパソコンに触れて親しんでほしい、また高齢者の場合、その都度、気軽に聞きに来られるようにこのように工夫しましたと言われておりました。また、通信メール、あいてますクラブ通信も発刊し、広く町民に声かけをしているようです。我が町も高齢化に伴い健康増進のために、パークゴルフや社交ダンス、またノルディックウォーキングなども計画されているようではございますけれども、健康意識の高まりは年々広まってはきていますが、中には体を動かすのは苦手でもパソコンであれば交流を図りたいと、そのような方もいらっしゃるのではないかと思います。例えば、あいくるなどにインターネットサロンなどを設置することも1つのアイデアかと思えますけれども、健康福祉を目指すこの南幌町の取り組みにおいて更に大きなきっかけになると思われますけれども、そのところをお伺いいたします。

林教育長（再答弁）

前段でお答え申し上げましたけれども、社会環境が随分変わりました。そのために今後におきましては、お話しいただきました内容を含めまして、ふるさと南幌みらい塾運営委員会がございまして、その中で十分検討いたしまして高齢者の皆さんが生きがいのある、そういう生活が少しでもできるように環境づくりに十分検討を進めていきたいというふうに考えております。

ただ、2、3、お話しをさせていただきますけれども、パソコンにつきましては子どもたちにも大きな影響を与えている環境であります。その子どもたちに与えている大きな影響の中で、一番私どもが心配しているのは、ネット上で子どもたちがやりとりをするのです。そして、特定人物の中傷だとか差別的な発言がパソコンを通して載る場合があります。北海道教育委員会は、サーバー検討をやっていきますのでそちらの方で拳がってきて各市町村に連絡がいきます。南幌町の子どもたちがそれに関わっていることもあるのですけれども、そんなことから極めて考慮しなければならない点があります。そんなことも中心に検討してまいりますけれども、主にネット上で注意しなければならない点は5つあるかと思えます。1つは、個人情報です。個人情報をきちんと保護しなければならないという観点を持たなければなりません。2つ目は、有害な情報を避けなくてはならない。ここで大変申し訳ないのですけれども、学校で管理しているパソコンを使って有害情報にアクセスするつもりではなかったのですけれども、他の関連でそこに入ってしまいましてパソコンのウィルスに感染した例もあります。それは指導者で

ある教師がやってしまいました。そんなこともあるのですね。それから、そういうことではコンピュータウイルスには十分気を付けなければならないということがあります。4つ目には、インターネット上のネットワークエチケット、これがやはり大事なことだと思います。最初にちょっと触れさせていただきましたけれども、特定人物の中傷だとか、それから差別的な用語を用いないようにしようだとか最低限のルールはきちんと守らなければならないことだと思います。それともう1つ最後に、著作権の問題があります。安易に触れますと著作権違法になりますし、それらのことを十分今後、今、頂きましたご意見のもとにふるさと南幌みらい塾で検討させていただきましますけれども、極めて憂慮しなければならないことに対応できるような組織でなくてはならないと思っています。安易にやりますと大変な問題もありますので、そんな気がいたします。

それともう1点、お話しをさせていただきますけれども、高齢者の生きがいということでのお話しがございました。私ども、この件から子どもたちを通して振り返ることが多いのですけれども、寒い時に寒いと感じる、これはものすごく大切なことだと思っています。そして、汗を流した時に、その流した汗というのは大変やはり素晴らしい、人間として素晴らしいことではないかと思えます。果たして、文明がどんどん科学技術によって進展した今、寒い時に寒い、暑い時に暑い、そういうことを感じられないような世の中になってきているような気がいたします。冷暖房装置が管理していますから。おまけに、疲れることが当たり前だろうに疲れなくなってしまうようになってしまっています、世の中は。車を使ったり、エレベーターを使ったり、エスカレーターを使ったりします。働ける人が働かなくてもいいような世の中になっているような気がいたします。一方でです、全面的にとは言いません。結局、科学技術によって様々な仕組みだとか仕掛けがどんどん用意されてきております。人が生きる、生きていくという実感をできるそういう証が、どんどん減っていったような気がします。簡単に言いますと、生きていく実感をどんどん少なくしている、そういう世の中になってきたということは、逆に言えば、生きがいは抱きようもないそういう世の中になりつつあるのではないか。そういう半面をどうしても見過ごすことは私どもはできないのではないか。文明の科学技術による文明の発達の側面だけから世の中を見ますと、老人の生きがいの問題も同じだと思います。私たち自身の生きがいにもなるのですから。本当に生きていくのだという実感を、私どもはどこかで感じなければならない時期にきていると思います。そんな意味も含めまして、ご指摘のありました内容については十分素晴らしい内容もたくさんありますので、ふるさとみらい塾運営委員会の中で検討させていただき、そういうことでございます。

佐藤(妙)議員(再々質問)

只今、お話しをお聞きしまして、本当に私も子どもたちに影響を与えるネット情報は懸念をしております。今、高齢者に向けてのパソコン講習会の質問でしたので、その答弁をお聞きしまして、前向きな教育長のご答弁を頂きましてぜひ実現のほどよろしく願いいたします。以上で私の質問を終わらせていただきます。

「学校給食材料に放射能測定器による検査を」

熊木議員

質問をさせていただきます。質問の前なのですけれども、昨日で東日本大震災からちょうど半年、6カ月になりました。私も、今思い起こすと3月11日は、ちょうど予算委員会の真っ最中でした。すごく揺れる中で不安を覚えました。今なお避難所で生活されている方とか、あと今6カ月経った中で札幌とかいろいろ北海道に避難されている方々の声とかも、随分新聞紙上にも載っています。なんとか早く収束するように願っています。

質問に入らせていただきます。1問目は学校給食材料に放射能測定器による検査を。福島第1原発の事故により、放射能汚染の恐怖が全世界に広がっています。事故直後、福島県内だけではなく広範囲に目に見えない放射能が飛散していることが研究者のデータからわかってきています。25年前に起きたチェルノブイリの原発事故でも100km離れたベラルーシで大量の放射能の汚染があり、多くの子ども、妊婦の体内被曝が報告されています。本町の学校給食では、地産地消に早くから取り組み、できるだけ国産の食品で賄っていると、以前の質問にお答えいただきました。福島から離れているとはいえ、遠くに飛んだストロンチウムは粒子が細かく、植物に吸収されやすく食物連鎖に取り込まれやすいとの報告も出されています。本町の学校給食で使われる食材については、ガイガーカウンター（放射能測定器）を導入し検査を行い、安心、安全な学校給食を提供することが必要と思いますが、教育長の見解を伺います。

林教育長

熊木議員の学校給食材料に放射能測定器による検査をのご質問にお答えいたします。学校給食に使用する食材につきましては、地元産、道内産、国内産の順で使用しており、特にお米は全量南幌産、野菜類につきましてもできる限り南幌産及び道内産を使用しております。

この度の福島原発事故による放射線物質汚染により様々な食品に影響を及ぼしていることは承知しておりますが、議員ご指摘のガイガーカウンター（放射能測定器）を導入することにつきましては、一般に市販されている測定器では、空气中に自然放射線が含まれていることから、食品や水などの検体は測定されないとされており、高精度の放射能測定器でなければ正確な数値は把握できないと言われております。この高精度の測定器で食品の放射能を測定することは、専門知識を有し、費用も高額になることから町独自での導入は難しいと考えておりますが、国や指定された自治体及び食品メーカーによる検査により放射線物質が暫定基準値以下とされているものについては、安全性が確認されており、基準値を上回るものについては、市場に出回らないことから、安全性に疑いのある食品が学校給食に使用されることは原則ないものと考えております。

今後冬期間、町内産、道内産食材の不足が予想されますが、国や北海道などの動向や情報に注視し、学校給食で使用する食材の選定を行い、安心・安全な給食を提供して参ります。

熊木議員（再質問）

流通の広域化で福島のことを、全国に本当に波及しています。稲わらを食べた乳牛が北海道でも販売された例もあり、大問題になりました。その後、放射能検査が行われたというニュースは、私たち町民にとっても、多くの国民みんなに衝撃を与えたと思われます。目に見えない放射能の危険に世界中がさらされています。そのことを考えると、新聞報道もいろいろありますけれども、やはり一番被害を受けるのは年齢が低ければ低いほど被害を大きく受けます。先日、「チェルノブイリへのかけはし」という被災した方をずっと20年間、北海道とか福島とかに招いてその子どもたちを除染するという、そういうような行動を取り組んでいる団体があるのですけれども、たまたま7月に江別で子どもを受け入れていた方のお話を聞くことができました。その時に、まさに福島原発のいろいろその色んな被害が出ているという時だったのですけれども、北海道は安全だとかそういうのはなかなか言えないと思うのです。本当に目に見えない、風向きによってもどこまで飛ぶかわからないという状況があります。ベラルーシという所も100kmも離れているという所で突然出て、映像とかでもいろいろ見せていただきましたけれども、本当に人が全く住めない状況になっているとか、あとそこを一度出て違う所に住んでも、結局生活の基盤がないということでそこに戻って行く人も多いという話も聞きました。受け入れている方が、子どもたちを受け入れて、その子がだんだん成長していく時に、やはり小児がんとかいろいろがんに侵されているという子どもが少なくないということでした。受け入れていた子どもが、結婚して子どもを産む時にもそこで被害に遭っているという例とかを見ると、人ごとではないということもみんな思っていることだと思うのです。私は、学校給食、今、教育長の答弁の中でもありましたように、以前も質問した時にもまず町内産、道内産、国内産ということで、なるべく輸入食品は使わないということを経済委員会中心に給食の方でも心して本当に取り組んでくれていることは、町民みんなの喜びだと思います。ガイガーカウンターは、今、本当にピンからきりというか2万円前後で買えるものから20万円近くもするものとかいろいろあって、それが食品の分析に即有効かということ、やはり教育長が言われたようにそうではないということだと思います。ただ、昨日の新聞にもちょっと載っていましたが、福島とかその近隣の所で野菜の検査を行政に頼んだら、行政の方ではやはりそういう食品分析機がないのでと断られたということなのですよね。ただ、民間とかでも市民の測定所を作る運動とかも盛んになっていて、資金を広く募って高性能の装置を買って、東京とか福島に置いてやっているということでした。1台2,000万円近い分析装置とか、1台500万円ほどでできる装置とかもいろいろ導入しながらやっているということで、私もこの南幌町で厳しい財源のもとで、そういう物を買って検査するということはまずできないということは予想はしていました。けれども、例えばそれをうちの町が他に呼び掛けて、空知管内だとか近隣だとか、あと空知振興局とかにも話しをしてそういう物を導入することを呼び掛けるということ、我が町からしていくことは必要ではないかと思えます。みんな保護者の方々は、南幌町の給食は以前から評判が良くて味もいい、色んな物を使っているということで、それを目当てにと言うか、先ほどの同僚議員の質問にもありましたけれども、そういう南幌町だからここに

引っ越してきたいとか、そういうことが増えればいいなということも本当に思います。やはり安全、安心な食物ということは誰もが願うことで大事なことなので、そのところでなんとかできることはないのかと思いますので、再度質問させていただきます。

あと、保護者からの相談とか、いろいろ意見だとかそういうものが現在寄せられているのかどうか、それも伺います。また、もし寄せられていけば、そういうことに対してもどのように相談を受けて行くのか。

あと、町民に対しても、今回のこういう福島原発事故によることで何か啓蒙することとかあるとお考えか、その辺もちょっと伺いたいと思います。

林教育長（再答弁）

熊木議員の再質問について、お答えできる部分だけお答えすることになるかと思いますけれども、お許し頂きたいと思います。

流通が広域化したことは、やはり大きな私どもに不安を抱える問題がたくさんあると思います。ガイガーにつきましては、先ほどお答えしたとおりなのですが、私どもなりにいろいろ調べてみました。公的機関が実際に使っている検出機は、数千万円いたします。これは、安いのは実は外国製がほとんどなのですが、外部被曝、当てることによってそこから放射線が出ているかどうかだけを確認することはできるようです。それも、様々な値段の物があるようです。そのようなことで考えますと、内部被曝されているものが、やはりきちんと調べることができないと給食に関わって大きな問題だと思っています。外部被曝だけのものでしたら、いかがな物でも調べることが出来ますけれども、その肉なら肉の中に放射線を出している物があるということを知るためには、ゲルマニウムを中心とした物がなければだめだということですね。ゲルマニウム半導体を検出機の中できちんと使っている物でないと、内部被曝までは測定できませんということなのです。わりかし変わらないのですけれども、8日のテレビでも出ました。今、お話しあったように新聞でも出ましたよね。一定のそういう報道で私どもがやはり心掛けなければならぬことというの、示唆を受けているつもりです。ただ、それにどの程度まで対応できるかということでは、最初にお答えいたしましたように公的機関を通してくるものですから、それなりの対処がなされているというふうに考えざるを得ないと、今のところですね。そう思っております。併せて、道内産でも危ないのではないかと言ったらそのとおりかもしれません。ただ、それを検出するためにはやはり数千万単位のお金がそこにかかってくるということですので、最初のお答えでご理解を頂けなければならぬと思っています。

それから、父母からそういう質問があったかということについては、今のところ教育委員会あてには1件もありません。それから、今後どうするかについては十分今ご意見を頂きましたことでもありますので、更に煮詰めた検討をしていかなければならないと思っています。

啓蒙活動についても、同じようにその検討の中でできるものならば啓蒙していかなければならないものがあるべきではないかというふうに考えております。それもちょっと検討を要しなければ、今のところ明確にお答えはできないと思っております。ただ、頂いたご意見は十分検討させていただきたいというふうに思っ

ております。

熊木議員（再々質問）

近隣、空知振興局とかにそういう声を挙げていくということではできるのかどうか、そこをちょっと答弁なかったと思うので、そこをお願いしたいのと、それから、町の中というか役場でピンからきりまであるガイガーカウンターなのですけれども、それを今現在、導入しているのか、今後それを導入するつもりがあるのか。食品分析だけではなくて風の流れが変わってきますから、それと福島第1原発がまだまだ收拾されている状況ではないということがありますので、その辺の考えを教育長並び町長に伺います。

林教育長（再々答弁）

空知振興局含めまして、近隣市町との連携に対してをどう取るかということについては、これは一応検討させていただきます。市町村、それから空知がどういふふうを考えているかということをおもが知らなければならぬ立場ですので、併せて今後の方向をどうするかということでの連絡調整はどうしても必要になりますので、それがどういう形になるかということまでは、今はちょっと、こうなりますよというふうにはならないと思います。そんなことでちょっと、調整はさせていただきますということでご理解ください。

それから、町内にガイガーカウンター機があるかどうかということですが、ないと思います。はっきりと確認したわけではないですが、今、課長と相談した結果ないということだと思います。以上です。

三好町長（再々答弁）

只今、熊木議員からガイガーカウンター含めて今後どうだと、これは今後の推移を見ながら考えなければならぬと思っておりますが、農業団体はこの対処法を今考えているようでありますので、それらも併せながら、相談をしながらやっていきたいと思っておりますが、毎日皆さんも新聞を見ていただいておりますが、それぞれ総合振興局、振興局管内で測定を毎日していただいております、3回。その中で基準値を超える数字はずっと出ておりません。従いまして、この間もうちに私のところに、それに関わる業者も見えられてうちの町の測定値、速報値でありますけれども、基準以下のずっと低い数値、これは空気中に当然含まれる数値の範囲内ということでご指導いただいております。先ほど、教育長が答弁申し上げたように、その業者も測定器というのはどれを取ってもいろいろ異論があるのです。特に、食料品をやるということは、先ほど答弁いただいたように中身をやるわけですから相当高額なものでないと、それでも測定できるかどうかというもののようであります。従いまして、いち町でそれを作るとか買うとかという問題ではなくて、これは国だとか道の方にもしそういう不安があるとすれば国のこの事故に関わる関係の中で要請して参りたいと思っておりますが、それぞれの全国の農業団体、農家等を含めて、あるいは水産、色んな食料に関して今やっておりますので、そこで測定されたものが無事ということで流通になっているわけがありますから、それを信じないとなるとまたおかしな問題になりますので、それ

らを含めて国には、そういう吟味するような要請はしていきたいものと考えておりますが、うち単独で今、測定器を早急に買って計って、そうしたらどうなるのかということまで私は今考えておりません。その安全基準等々もまだまだこれは定かではありませんし、国の方ではっきり基準が出た時点でうちの町としてやらなければならない事態があれば、これは考えなければなりません。色んな測定器があるということと言われておりますので、どれを取っても90%以上の確立の高い物はないようであります。ですから、どこを信じるかということでもありますので、非常に難しい判断だと、そんなふうに考えております。

「町立病院の改善計画を進めるために」

熊木議員

引き続き2問目の質問に移らせていただきます。町立病院の改善計画を進めるためにと題して町長に質問いたします。

町立南幌病院の運営について、現在3カ年計画の改善計画が進行中で、今年9月で折り返し時期になります。この間、総務省公営企業経営アドバイザーの改善計画に基づき、病院長を中心に計画が進行中です。今まで、病院運営については、町民に明らかにされてこなかった感がありますが、広報で病院の危機を発信するなど、少しずつ取り組みが広がりつつあります。現在、多くの自治体病院は、国の医療制度改革などにより運営や経営状態が悪化しています。また、小児医療や救急医療など、民間の医療機関では取り組むことが困難な不採算分野が大きく占められています。町民の命を守る医療体制について、現在行われている改善計画を進め、病院を存続させるために、患者、利用者のニーズに応える医療が求められています。接遇の改善や訪問診療、薬剤の見直しなど評価する点も多く見られますが、計画に掲げられていた福祉との連携や第三者委員会の設置の検討や提案が進まない要因は何か、今後の見通しをどのようにお考えか伺います。

また、行政、病院、町民が三者一体となってこの危機を救うため、説明会や懇談会の開催、病院を会場にした医療講演会の開催、福祉、介護との連携で健康教室を開催するなどの取り組みをしてはどうかと思いますが、改善計画の1年半の検証や、新たな取り組みを計画的に盛り込むことなどについて考えを伺います。

三好町長

熊木議員の町立病院の改善計画を進めるためにのご質問にお答えをいたします。

町立病院は、南幌町の総合医として町民の生命と健康を守るという使命があり、不採算の医療サービスも担っています。しかし、不採算部門を抱えながらも、町民の医療ニーズに応え、将来にわたって町立病院を存続するためには健全な病院運営が必要であり、そのためにも経営改善計画の取り組みを着実に実行する必要があると考えております。

1点目の福祉との連携についてのご質問ですが、町保健師やケアマネージャーを含めた協働カンファレンスによる、患者、家族を含めて退院後の生活、診療について協議の場を、個別の事例ごと必要に応じて設けて進めています。

次に第三者委員会の設置については、平成22年度に病院利用者とその家族及び町内関係団体代表などで構成する病院評価委員会の設置を模索しておりましたが、病院へ改善事項の意見が出しづらいなど人選が進まず、設置に至らなかったところです。しかし、町立病院に対する町民の声を把握した上で病院運営の改善を進める必要があるため、本年4月から行政区長などで構成する住民自治検討会の協力を頂き、意見、要望を募っているところであります。更に、今後は全世帯を対象にした町民アンケートの実施も検討して参りたいと考えております。

説明会や懇談会の開催については、町立病院に対しての単独開催は予定をしておりませんが、故郷ふれあいミーティングなどの機会を活用して町民の声を聞いて

て参りたいと考えています。

医療講演会や健康教室の開催については、まずは院内での健康教室の開催について医師、医療技術者と検討を進めて参ります。

病院経営改善計画の取組状況はまだ不十分ではありますが、1年目の検証を踏まえて、新たな取り組みを探りながら更なる経営改善に向けて執り進めて参りますのでご理解をお願いいたします。

熊木議員（再質問）

只今の町長の答弁の中で、全世帯町民アンケートの実施とか福祉との連携も進めているということを伺いました。この間、病院長が特別委員会なり全員協議会の中に来られて、今の取組み状況とか成果といういろいろな拳がっていることなども私たちは報告を受けていて、まず病院の改革について前向きに進めているということには評価をしたいと思っています。その中なのですけれども、地域医療を支えているということから、やはり採算だけではその在り方を議論するということは、なかなかできないのではないかと私は思います。しかし、町立病院を守り持続させるためには、安定的で自立的な経済基盤を確立するという努力のもとで良質の医療サービスを提供できる体制を早急に構築するということが課題だと思っています。これまでの改革の経過を考えると、早急に解決すべきことと一朝一夕で解決できるものでもなく一定の期間がかかる、そして努力が引き続き求められるものなど今回の1年半の折り返しにあたって、区別して整理して取り組んでいくということが必要ではないかと思っておりますので、その辺の考えを伺いたいと思います。

また、今、現在取り組んでおりますが、自治体病院をまずはなくしてはならないということが私は常々思っていますし、町長の方針の中でも一致するところはたくさんあります。近隣にたくさんの医療機関がありますから、そういう意味では車とか運転していくと近隣のたくさんの病院にかかるということではあるのですが、将来を考えた時に高齢化率もどんどん上がっていくという中では、やはり町の中に自治体病院があるということの意味というのは、それを考えるとなんとしても守っていく必要があるのではないかと思っています。患者の立場に立った医療体制に改善するというのと、質を高めるということが極めて重要になってくると思います。その中で、先日も新聞などで報道されていますけれども、再建を目指す多くの自治体病院での取組み、そこを大いに学んで取り入れるべきことは取り入れる、それで、最近の明るいニュースの中では滝川市の市立病院の市民による「菜の花」応援団という市民ボランティアが、市民みんなで自分たちの病院との意識を持ってPRや患者への案内業務を行うということが新聞でも報道されていました。あと、赤平の市立病院もすごい赤字だったのをやっと克服しているということも、それはやはり市民の参加がなくてはあり得ないことだと思います。それが滝川市とか赤平市とかのように、うちの病院が即そのまま当てはめて改善できるというものではないかもしれませんが、ただ、質問の中でも先ほど言いましたが、計画の中にあつた第三者委員会とかボランティアに参加してもらう形とかというのが、なかなか手がかからないと。今の答弁の中では、改善事項の意見が出しづらいなど人選が進まず設置に至らなかったということ

でしたけれども、ではその3カ年計画の中で掲げたことが実際にこれからどれくらいのスピード感を持ってやっていこうとしているのか、そこを伺いたいと思います。

あと、委員会とか予算、決算とかそういう中でも、各議員、私も含めていろいろ意見とか提案を今までしてきていると思います。それが、例えばPRの仕方にしてもやはりもっともっとアピールする、そういうことが必要ではないかと思うのです。今回、小児科の医師が、今日の町長の行政報告でも示されましたけれども、9月1日から医師が決まり、今実際に診療を行っている状態です。今年度、執行方針の中にも掲げられている子育て支援の政策、そこは小児科の医師なくしてはやはりあり得ないと思うので、そこが決まったことは本当に嬉しいことです。新しく来た医師の評判もいいと聞いていますし、また、私は直接はちょっと聞いていないのですけれども、わざわざ新札幌にいる今こちらに来た医師の所に、南幌からも患者さんが通っているということもお聞きしました。それであれば、もっとやはり、3人の医師が揃っている、そして小児科も南幌は子育て支援の町として大きくPRして、高齢者にも優しい町だということとか、いろいろをもっと打ち出していく、それがすごく必要ではないかと思います。

それから、提案にしています病院を使った病院を会場にした医療講演会の開催などということ、今、病院の内部での学習会とかいろいろとおっしゃいましたけれども、やはりそれを今年度の中で計画を組んではどうかと思います。私は、何よりも町立病院から遠ざかった人たちが色々な形で一歩病院に足を踏み入れる、そのことがすごく大事だと思います。そういう意味で今改革を進めるということは、私は支持をしていますけれども、一歩進んでできなかったことはどういう原因か、それをできるためにはどうしたらいいのかということをお話し、お答えいただきたいと思います。

三好町長（再答弁）

熊木議員の再質問にお答えをさせていただきます。町立病院を存続しながら、なんとか町民の健康、命を守るということには、これはもう変わりないし、前から言っていますように高齢化率がどんどん上がってきているというのも実情であります。また、介護計画の中で、介護者の話しの中でも半数以上が町内の病院を利用していると、そんな状況から考えますとなんとか正常な経営にして町立病院として残すのが私の使命かというふうに思っています。それで、以前皆さんにお示しをした改善計画、アドバイザーより作っていただいた部分を含めまして、改善計画を出しております。ただ、その時点と少し違うのは、医師がこんなに変わるという考え方は持っておりません。正常な形でやれるものというふうに思っていましたけれども、2年で2人の先生が変わってきているということでございますので、これによって患者さんがどういうふうになったのかという部分も踏まえながら、なおかつ先ほど熊木議員から言われたようにPRの仕方等々も含めながら、なんとか自分たちの努力で病院が残れる手法に、あらゆる角度から町民の方々にお話しをしていきたいというふうに思っております。そんな状況下でありますから、直ってきている部分は多少はあります。それはそれでいい部分として伸ばしていきたいと思っておりますが、まだまだ足りない部分がございます。それ

は皆さんもご承知のとおり利用される町民の数が、全体で利用している病院からしますと少ないということでもあります。それは、今いろいろ他市の状況を話していただきましたけれども、その医療環境とうちの医療環境は非常に違うという問題がございます。ですから、札幌医大なり北海道の協力、ご指導を仰ぎながら今、改善計画を併せて進めているところでございますので、なんとかこの当初設定をしました3年間の中で、なんとか正常な道に早く進めていきたいものと考えているところでございます。そのためには、やはり町民が医療にかかる、具合が悪くてかかるだけではなくて色々な検診が人間ドック含めて町で作って開催をしておりますので、町の助成措置も講じながら色々な検診をさせていただいております。そこに、まずもって町民が利用していただくというのが、一番私は近道ではないのかというふうに考えております。そこで、第三者委員会というのは、私は、聞いたとか、この人、隣の人がこう言っていたという話は聞きたくないのです。あくまでも利用者あるいは利用者の家族がうちの病院をどう思っていたかと、それから改善できる方法を当時アドバイザーのご意見を頂いて、そういう意味の第三者機関が作りたかったということでもあります。しかし、それぞれ患者さん、あるいは利用者の家族にあたりますと自分が利用している病院のことについてなかなか意見が言いづらい、ましてや公の中でそういう話しというのは非常に発言しづらい、そんな環境であるということから団体や利用していないような人の方の意見もこれは大事でありますけれども、私はやはり利用している方々がどう思っているのかということが一番大事であろうと、そのことについて医師がどう判断できるかという話しも、私ども、皆さんからご意見をいろいろ頂いて、院長はじめ医師にお話ししていますけれども、やはりそこについては非常にパンチ力に欠けるということから、それでアンケートを取ったり、院内アンケートを取ったり、いろいろ改革をさせていただいておりますが、まだまだ不十分であります。ですから、もっと多くの町民にこの病院のことをわかっていただくために、先ほどPRもありましたけれどもアンケートも必要なのかという思いをしながら今、ちょっと検討をさせていただいているところであります。そういう中で、みんなでやはり守る町立病院、これがあるとないのでは、やはりあと10年後いきましたと高齢化率がもう30数%になる予測がありますので、その時の対応がきちんとできるような病院経営ができないとまずいのかと、そんなことを含めながら検討させていただいております。

それから、院内の会議については、いろいろ院内会議だとか研修会をやって、それぞれやっていますので、その中で今ご提案がありました講習会だとか等々、これは医師やら医療関係者の協力がなくてできませんので、それらの話しをさせていただきながら可能であれば、それは即開催していきたいものと考えておりますが、まず働いている皆さんが町立病院のこの危機的な状況をみんなで共有して、少しでも改善していくのと、それから一生懸命汗をかいている姿が利用者や家族に認めてもらえるような病院づくりに取り組んでいきたいものと考えておりますので、当然、議員の皆さんからも色々なことで院長はじめ私どもに声を頂いて、それを改善する方向で今、執り進んでおりますのでその部分を含めてなんとかやりきれるように、皆さんに当初からお話ししていただけるように交付税の算入の中でなんとか終われるような病院経営を、まずは目指していくということで

ありますので、そののところができるように今進めているところでございます。以上です。

熊木議員（再々質問）

何点か再々質問させていただきます。今、町長のお話しの中では、第三者委員会の設置が極めて難しいということでした。やはり、第三者委員会なり病院評価委員会という表現も確か計画の中にはあったと思うのですが、やはり第三者も入った形で、もっと町民に開かれた病院というか、利用しやすくなるような形にするには、第三者の意見というのは絶対不可欠だと思うのです。今、現在かかっている人、それから今、家族の方だけではやはりそれを懸念されることで、これを言ったら何かいやなことになるのではないかという思いもあると思うのですが、やはり公平な目で見てもこの自治体病院を守り発展されるという意味では不可欠だと思うので、何としても取り組んでいただきたいと重ねて申し上げます。

それから、病院ボランティアの機構作りということも謳われていたと思うのですよね。それが、当初その3カ年計画の中ではどういう形でボランティアが参加できるような形になるのかということは、説明とかの中に、前事務長だったと思いますけれども、伺ったら、いっぺんに町民がボランティアとして登録して参加するということは難しいので、まずは町内のボランティア活動をしている、そういうものに加わっているというか、そういう団体に声をかけてその人方に集まっていたら、まずは作りたいたというお話しがされたと思うのです。そういうことが事務長が交代する中で、その計画にあったものはもう現在取り組まないということになっているのか、今後も引き続き取り組もうと思っているのか、そこを伺いたいと思います。また、先ほどもちょっと繰り返しになりますけれども、色んな提案が、病院を残す残さないの議論から始まって提案とか意見とか出されていたと思うのですが、そういうことについて残り1年半を本当にどうしようと思っているのかというのが、私はできれば現事務長が4月からまた新たにしているので、そういう意味では決意というかそういうのがもし聞ければいいと思うのですが、それをちょっと伺いたいと思います。

あと、先ほど滝川とか赤平の例を出して環境が違うということは今、答弁で言われました。私も先ほど言ったように、規模から何から全く市の体制からも違うということは十分承知です。でもやはり、そういう形で町民に啓蒙してなんとかそういうものに加わってもらえるような下地作りというのは、行政中心にやっつけていかなければ生まれてこないのではないかと思うので、その辺のもし考えとかがあれば伺いたいと思います。

それから、もう1つです。病院を会場にした講演会とかというのは、それも江別市立病院とかと出してしまうと、全く環境も規模も違うと言われてしまうかもしれないけれども、例えばロビーを使った形でたくさん人が集まらなくてもいいと思うのです。今、一番関心のあることでの講演会というか学習会というかそういうものを取り入れて、もしそれができれば来年度に向かって、何月はどういうことをしますという形のものがそれも含めて宣伝、アピールができれば町民の皆さんに関心を持ってもらえると思うのです。関心を持つということがやはり

自分たちの病院だ、この町立病院は自分たちが守っていかなければだめだということにつながっていくと思うのです。それは、本当に一朝一夕ではできないと思うのですけれども、やはり計画を掲げてそれを達成させるということは目標ですから、それに向かって努力をしていかなければならないと思います。その辺の考えを伺います。

三好町長（再々答弁）

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。病院の経営の関係につきましては私でございますので、事務長に言ってもこれは答えられる問題ではございません。私は、その思いで今やっている就先ほど申し上げたとおりでございますので、努力をしていくということに間違いのないのであります。これは、将来のことも含めてなんとか町に公的な病院を残していくために今、努力をさせていただいているということでございます。

それから、第三者委員会的なものについては、先ほど申し上げたとおりであります。しかし、今、議会の皆さんはそれぞれ第三者の色々なご意見を頂いて、私どもに意見を頂いていると思っております。個人的な意見ではないと思っておりますから、そういう全体のご意見を頂きながら、あるいは行政区長、町内会の声を頂きながらそういう部分を声として届け、そして直せるものは直して行こうという考え方でありまして。ただ、それでない、やはり皆さんも聞いた話しではなくて、やはり実際に利用している人によって色々な声もあるわけでありまして。それをなんとか聞けるような機会をまた考えてみたいと思っておりますが、これが先ほど言ったように公になるとなかなか難しい問題がある、デリケートな問題もございまして。今の医療制度から言うと非常に難しい問題もございまして、その辺も上手に図りながら、これはやはり医師あるいは働いている人たちは、利用者の方の声というのは非常に強いものであります。ですから、その声をきちんと伝えられるようなお話しも、また色々な形で私の方からもしたいと、そんなふうに思っておりますので、この部分、それが併せてボランティアや何かで来ていただいて色々なことが出てきたものを率直に言えるような場も当然していきたいというふうに考えております。ただ、普通のボランティアと病院のボランティアはちょっと違うものですから、やはり資格等々の問題がございまして、それらのことも併せながらそうしたらどういふことができるのかということ、受付に居て待合室に居てお話しをしていただくだけのボランティアで本当にいいのかどうか、そのことが可能かどうかということも当然ありますので、いろいろ検討しながら声が貰えるような仕組み作りは考えてみたいというふうに思っています。

それから、先ほど言いましたように院内の色々なことを考えるには、まず健康教室みたいのが一番いいのだろうと思っております。ただ、これは医師だとか技師だとか色々な人が協力していただけなかったら、どんなに私たちが言っても色々なことが出てきますので、そういう体制作りを早くしてアピールはできればと、そんなふうに、その中でこういう検診だとか人間ドックだとかちょっと健診だとか色々な手法もやっているわけでありまして、そんなことも含めて検討して参りたいと、そんなふうに思っているところでございまして、当然何回も申しあげて申し訳ございませんけれども、町民のための病院として残すために今、努力

をさせていただいているところであります。

「非核・平和のまち宣言を生かした平和教育の取り組みは」

熊木議員

3問目に移らせていただきます。3問目は非核・平和のまち宣言を生かした平和教育の取り組みは。

本年3月定例会において、町民の永年の願いでありました「非核・平和のまち宣言」が提案され、全会一致で採択されました。その後、役場庁舎に掲げられた垂れ幕は、多くの町民や町を訪れる人々から賛同の声が寄せられているところです。採択された宣言文には、すべての国の核兵器がすみやかに廃絶され、戦争のない人類永久の平和が確立されることを願うことが明記されております。また、水と緑にはぐくまれた南幌町の自然を大切に守り、未来を担う子どもたちと町民一人ひとりが平和の実現に向けて努力することが誓われています。この宣言文は、広報に掲載されましたが、庁舎内外に宣言文の設置をすべきと思いますがお考えを伺います。

また、戦後66年を迎えた我が国は、今回の福島第1原発の事故により、再び放射能の脅威にさらされています。平和な社会を築くことは、未来を担う子どもたちへ、私たち大人が責任を持って伝えていかなければなりません。平和教育について、教育現場では具体的にどのような取り組みがなされているのか伺います。また、町内には戦争を体験した方がおられますが、再び悲惨な戦争を繰り返さないためにも、体験を語り継ぐ機会を設けるなどの活動も必要ではないでしょうか。町として、今後どのような行動を計画しているのか伺います。

三好町長

非核・平和のまち宣言を生かした平和教育の取り組みはのご質問にお答えをいたします。

始めに庁舎内外に宣言文の設置をすべきとの考えにお答えをいたします。私は平和を保つことは何よりも大切であると確信しております。「非核・平和のまち南幌町」を呼びかけるため垂れ幕を設置したところですが、より目に見える形で町民の意識を啓発するためにも、学校などの施設に宣言文を設置するよう取り組んで参ります。

次に平和教育について、教育現場での具体的な取り組みについてお答えをいたします。各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領に示すところに従い、地域や学校の実態及び児童、生徒の心身の発達の段階や特性などを十分考慮して教育課程を編成しており、平和教育につきましては、教育課程すべてが該当すると言っても過言ではありません。特に、学習指導要領に示された平和教育に関連する教科は、国語で扱う戦争教材、道徳で培う心情、判断力、実践意欲と態度、社会科で扱う歴史を通じて学ぶ平和な社会の実現、特別活動、総合的な学習の分野で取り組んでいます。また、南幌小学校では、昨年、4年生の児童が特別活動の中で、地域のお年寄りから戦争体験を学ぶ授業を行っております。

熊木議員（再質問）

素晴らしい宣言文がありますので、設置するよう取り組んでいくということだったので、ぜひ早く取り組んでほしいと思っています。私は、南幌町で今年、秋で6年になるのですけれども、南幌9条の会というのを作って私もその会員としていろいろな啓蒙活動などを行っています。そういう中で去年に続いて今年も、去年は公民館で、今年はビューローで原爆パネル展を開催しました。今年は、役場の方からも声をかけていただき、会場の提供とかいろいろな協力をしていただきました。そのことにまず感謝したいと思います。その時に私も、ビューローに何度か足を運んで写真を見ている方とお話しをしました。印象に残ったのが、最後の日に中学生の男の子がちょうどバスを待ってそのパネルを見ていました。そうしたら、ちょうど泊原発とかの話とかになって、俺たちもここおっかないよなという話しになったのですね。学校で何かそういう話しをすることがあるのと言ったら、やはり町長がさっきの答弁の中でおっしゃっていたように教育全般で色々なそういう学ぶ機会があるということで、頼もしいなとかそういうことを素直に感じてくれる子どもたちが育っていくということは、素晴らしいことだと実感しました。そのパネル展をした時に、宣言文が広報にしか載っていなかったので書道をやっておられる方に大きな紙に書いてもらいました。それを1週間ビューローの所に展示させていただきました。宣言文は予算をかけて立派なものを作っている所もたくさんありますけれども、色々な形があってもいいと思うのです。だから、例えば、子どもたちがいろいろな教育の場でやるのは難しいのかもしれないけれども、書初め大会だとか高齢者のカレッジだとかそういう中で書いていただいた物を展示するとかという形もとれるのではないかと思います。

また、道内の政務調査で本別町に伺った時に、本別町は平和教育というのを独自に取り入れていて町を挙げて7月、8月は行事をしているということで、ちょうど伺った時に図書館で説明とか受けました。南幌も先ほど町長が力強くおっしゃっていたように平和を保つことは何より大切だということで、今回、平和宣言の垂れ幕が庁舎の所にどんと揚がったことで、やはりみんなそこを通る方々が改めて平和を意識するということになったと思います。だから、これ自体は本当に素晴らしいことなので、更にそれを広げるということで今、答弁にありましたように宣言文の設置が1カ所とか2カ所とかではなくて、公共施設とか他から南幌町に訪れた方が、いろいろ先ほどから看板の話があつてその看板がなかなか仮の看板でいいのかということもありましたけれども、やはり町を歩いて、ああ、ここにこういうものがあるのか、この町はこういうことを取り組んでいるのかということがわかるような形で設置していくのがいいのではないかと思います。それを、ちょっと答弁は頂いたのですけれども、再度どれくらいの規模で考えているのか伺えれば伺いたいと思います。

あと、最後の方で、小学校4年生が特別活動の中で戦争の体験をした方からお話しを聞いたということでしたけれども、この取り組みは毎年、小学校4年生にそういう機会を与えられるのか、またそのお話しを聞いたものを何らかの形で文章にして公民館の図書室に置くだとか、そういうことを考えておられるのか、そこについて伺います。

三好町長（再答弁）

熊木議員の再質問にお答えします。先ほど申し上げたように学校などの公共施設というのは、今考えられるのは10カ所程度あるのではないかとということで検討しております。我が町としてできる範囲の中で、掲げていきたいというふうに考えているところであります。戦争教育の学校については、教育長にお願いいたします。

林教育長（再答弁）

まず、お話しのありました小学校4年生の件ですけれども、これは学校教育の中で国語、それから社会を中心として戦争教育、戦争教材を扱う教科がたくさんあります。それらのことを形として表わす上で1つ、昨年度、南幌小学校が地域のお年寄りから戦争の体験を聞く会というのを開いたことです。これを、今後続けるかどうかということは、特にないと思います。もう少し、概要を説明いたします。それでお分かりいただけるのではないかと思いますので。本町における具体的な内容なのですけれども、小学校では今ありました特別活動の時間にそういう取り組みをいたしました。南幌小学校です。社会科では、6年生の歴史の中でビデオ教材を使って戦争の悲惨な状況を学ぶことを、だいたいどの学校でも全部行っております。それから、国語教材の中で4年生の「一つの花」という教材がありますけれども、これも戦争教材であります。それから6年生の「川とノリオ」というのも同じくどの学校でも扱っている戦争教材の1つであります。それと、昨年度のことですけれどもみどり野小学校の6年生が学芸会の折に「はだしのゲン」、ご存知だと思いますけれども、それを学芸会で演じております。中学校は義務教育の最後の段階になりますけれども、国語教材では1年生が「ベンチ」という題材、これはユダヤ人の強制収容所の話です。これを扱った学習をしております。2年生では、「夏の葬列」、これは戦争末期の物語を題材にした教材です。それから、3年生では「ウミガメと少年」、これは沖縄戦争の物語です。このような形で国語の中で取り組んでおりますけれども、ただ、中学校は来年度から教科書が変わります。それで、来年度の教科書を調べてみました。そうすると、1、2年生は同じですけれども、3年生の教材の中で「無言館の青春」というそういう教材になります。これは、ちょっと説明しないとわからないと思うのですけれども、戦没画学生慰霊美術館ということなのですけれども、この美術館は、美術学校に通う生徒が戦争に出ざるを得ない状況に追い込まれます。それで、その生徒たちが描いた作品を展示しているということです。詳しくは、また質問があればお答えいたしますけれども、そういう中身です。それから、中学校では今年の学校祭で、壁新聞、3年B組ですけれども、「原子力発電所のこれから」というテーマで壁新聞を発行しております。それから社会科では、歴史で「近代の日本と世界」というタイトルで第二次世界大戦と日本の敗戦ということで勉強しております。同じく公民では、日本国憲法、国民主権、基本的人権、平和主義ということで学習し、更に、新しいエネルギーということで原子力発電所のことについて学んでおります。以上、そういうような小、中学校で取り組んでいる中身の総体、その中で例えば南幌小学校4年生では戦争の体験をお年寄りから聞きましたということで、町長の方から報告があったと思うのです。それで、これだけかと言ったら、実はこれを機会にちょっと調べてみました。そうすると、特に

義務教育9年間の最終年度になりますから、中学校の3年生の国語、社会では、総仕上げの恐らく段階になると思います。様々なことを学習しております。それは、1つは読みの深さをその中から感じるだとか、それから書くことの大切さだとか、それらを戦争教材の中から子どもたちに学ばせていっているのです。例えば、それらに関することでは皆さんよくご存知だと思いますけれども、吉永小百合が原爆の詩、歌と言いますか、それを語りますね、あの人は。それらを通して考えさせております。それから、司馬遼太郎の作品なんかを掲げて、そして戦うことを通す、あの人は映画監督だとかいろいろやっていますが、そういうことから考えられることというのを子どもたちに問いかけております。もっと深く言えば、漢詩も子どもたちは勉強しますね、漢詩も勉強します。杜甫だとか李白の勉強をするのですけれども、結局、杜甫の詩「春望」ですか、「国破れて山河在り、城春にして草木深し」という、この詩から何を学ぶか、何を言っているか、そしてそこで戦いに巻き込まれて、首都の長安の町ががちゃがちゃになってしまうわけですね。めちゃくちゃになってしまうわけですね。その、そこに春が訪れてそれでも町は大変な目に遭ったけれども、そこには春を通して自然がよみがえってくる、その中で色んなことを学ぶ詩だと思うのですけれども、そんな形で戦争の悲劇だとか、それから平和の大切さだとかというのを特に中学校の3年生は総仕上げの段階として学んでいくような気がいたします。そういうことで、特段失礼な言い方になるかもしれませんが、非核・平和のまちを宣言したからと言って何をするというようなことを学校で考えているわけではないと思います。ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、ただ、町としてこういう形で何かやるということであれば、それに協力することはやぶさかではないと思いますけれども。以上です。

熊木議員（再々質問）

ちょっと教育長の最後の部分は、やはり非核・平和のまち宣言が採択されたことで町内外にもアピールして、町民もそれに触れることで改めて平和の尊さを学ぶというか、だと思っております。だから、あるとないでは私は大きな違いだと思います。町長のお話しの中でも、公共施設10カ所くらいに宣言文を設置していくということなので、更にそういう意識が高まるのではないかと考えています。今、教育長のお話しの中では、小学校、中学校、義務教育の9年間の中で様々な形で平和について、戦争について学んでいるということで、私も先ほどのお話しにありましたみどり野小学校6年生の、6年生だけでなく少し5年生とかも協力したというようなこと、6年生だけですか、その演劇は見せていただきました。そういう中で、長い物語をあの時間にまとめて本当に精一杯演技していた姿が脳裏に焼き付いています。だから、色んな形で取り組みはできると考えています。先ほど、4年生の学習の中でということが継続されるわけではないってことでしたけれども、例えば昨年の中で戦争の体験を語っていただいて聞いたことの感想文とか、そういうのは子どもたちは書いたりしているのでしょうか。それで、そういうまとめた物を何らかの形で残して、町民がそれに触れることができるというようなことはお考えでしょうか。近隣でも北広島とかでも、いろいろそういう活動をしている団体が冊子を作って市民にお配りして、更にまた自分も体験を語り

たいということが出てきて第2集、第3集と発行の予定だということも伺いました。だから、色々な形でその町の特徴を生かしながら色々な形の活動はできると思います。そこをちょっとお答え願いたいと思います。

林教育長（再々答弁）

南幌小学校又はみどり野小学校で学習した内容をどうまとめて、そしてそれを成果として発表するか又は知らせるかという取り組みについては、全く考えておりません。と言うのは、子どもたち一人ひとりの段階でその問題を捉えます。9年間の過程の中で様々なことを子どもたちと一緒に学び、そしてそれぞれの子どもたちがその子どもたちの能力に応じて、そのことを学習していくわけです。それで何でそんなことを言いますかと言うと、この中学校3年生の教材の最後にヘルマン・ヘッセの言葉が引用されております。それは、こんなことなのですね。「馬で行くことも、車で行くことも、二人で行くことも、三人で行くこともできる。だが、最後の一步は自分ひとりで歩かなければならない。」と、そういう言葉で結んであるのです。これから、義務教育が終わって高校に行くなり、社会に出て行くと思います。その時に今まで学んできたことの総体を子どもたちは背中に負いながら、自分なりに理解をした範囲の中で生きていくと思います。時には、みんなと一緒に歩きます。でも、最後の一步だけは自分で歩まなければいけないという、そのヘルマン・ヘッセの言葉で結んでいるこの重さというのは大事にしなければならぬと思っています。そういったことで、子どもたちをその時その時の状況の中でどのように巻き込むかという考え方はしません、学校教育の中では、特定の方向を示すことに活動させるだとか、そういう取り組みはしないでいいと私は思っています。以上です。

「道央圏連絡道路整備に伴う交通安全と進捗状況について」

内田議員

道央圏連絡道路整備に伴う交通安全と進捗状況について伺います。

道央圏連絡道路が江別・当別地区で開通したことにより、町内の国道337号線は大型車両が増え、家で窓を開けていては会話もできないほどです。また、赤信号により交差点からかなりの距離で大型車両が数珠つなぎとなり、事故の心配が絶えません。今も工事車両が増えており、50台以上のダンプカーが1日3往復すると聞いています。このような工事車両に対して、町からの交通安全に対する申し入れはどのようにされているのか伺います。

また、道央圏連絡道路は当別町方面で2車線の工事も進んでおり、更に交通量が増えることが予想されます。住民の安心、安全のために南幌町内の整備区間の工事を1日でも早く進めていただきたいと考えていますが、整備の進捗状況を伺います。

三好町長

内田議員の道央圏連絡道路整備に伴う交通安全と進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。議員ご承知のとおり、現在国道337号線は道央圏連絡道路の一部が開通していることから、大型車両などの交通量が急激に増加している状況であります。そういう中、国及び北海道が発注する工事で、多くの工事車両が国道337号線を通るものにつきましては、事前に内容等の説明があり、その折に徹底した交通安全の取り組みを要請しております。

道央圏連絡道路の進捗状況につきましては、整備区間である中樹林道路におきまして、本年3月28日に事業説明会を開催しており、現在、用地測量調査を実施しております。

また、長沼南幌道路区間につきましては、本年4月に整備区間指定となり事業化が決定され、7月20日に長沼町におきまして、札幌開発建設部によります町合同の道路計画説明会が開催されたところです。

今後も整備区間の早期完成を目指して、関係自治体からなる期成会において、要望活動を行って参ります。

内田議員（再質問）

大型車両に対しての交通安全の取り組みを要請していただいていることは、本当にありがたいことと思っております。このようなことも早めに町民に連絡等ができれば、なおありがたいと思います。

道央圏連絡道路について3点ほど再質問させていただきます。

まず1点目、道央圏連絡道路、江別、南幌区間が通行できるまでの間、大型車両の交通規制と緩和策は今後どう図るのか。また、できないとしたら既存の国道337号線の整備、例えば歩道、途中まではあるのですけれども、このような交通量が増えて歩道のない国道というのはいかがなものかと考えますので伺います。

2点目、9月1日、農業委員さんと懇談をさせていただきました時に、農業委

員さんからの質問で再質問させていただきます。道央圏連絡道路、江別、南幌間の道路の形態を伺います。1車線か2車線、当別地区の方では2車線工事も進んでおりますので2車線になるのかと思いたしますが伺います。また、町道横断部について現時点での構想について伺います。高架になるのかアンダーパスになるのか信号機になるのか。農作業の不効率になると懸念されております。

3点目は、私も関わる私も含めてのことなのですが、道央圏連絡道路建設により南幌町通過型道路となることも懸念され、国道337号沿い商店、また商店街に及ぶ影響と対策も同時に考えなければならないと思いたしますが、町のお考えを伺います。

三好町長（再答弁）

内田議員の再質問にお答えをいたします。今、当然、現状の337号線、大型車両含めて交通量が増えているということで、私どもも交通事故の心配、特に町中は通学路であります。そのことの心配を早くからしまして、国の方に要望しているのも事実であります。幹部の方も見に来ていただいたり、いろいろしておりますが、なかなか国の方も厳しい状況でありまして実現になかなか時間がかかっているということで、ようやく中樹林道路、江別から南幌の南15線までが今やっと用地測量に入ったということでございますから、当初の私どもがお聞きしているのは、平成の20年代で繋げたいという希望を持っているようでありますが、昨今の震災や状況を見ていても、それもちょっと厳しくなっているのかと思いたしますが、これはもう期成会共々、早期に完成されるよう要請はして参ります。そして、当然、今の状況からしますと、道路の形態からしますと歩道が全部付いているわけではございません。これは、早くからそういう部分を指摘をしながら、それも同じ要請をしているところでございます。なかなか実現に至るまでになっておりませんが、今後も引き続きそういう面の運動をかけながら、安全を守りたいと思いたしております。そんなことから関係機関には期成会共々、南幌町としても要請をして参りたいというふうに思いたしております。

それから、高規格道路につきましては、最終的には片側2車線ということでありましたが、今、暫定で片側1車線で工事があちこちで進んでいるところでございますので、これは国の財政状況等々にもよるかと思いたしますが、まずは私は早く繋げてください、そういうお話しをさせていただいて、繋がらないうちに片側2車線か4車線かの工事というのは、いかがなものかという話しも指摘をさせていただいてありますが、なかなかそのことも理解を頂いているのですが、まだまだ交渉に進んでいないということでございます。それで今、用地の測量等々調査をやっておりますので、道路の形態がどうなるのかという問い合わせもさせていただいてありますが、高架にではないということでございます。それから、そうだとしたら町内で行き来できる道路、インターというのか、そういうのが最低も2カ所以上あってほしいという要望はしてありますが、それとてまだ確定ではございません。そんなことから、この用地測量が確定をしない新たな形の中で示されるものと思いたしておりますので、またその時にお話しをさせていただきたいと思いたしますが、今の状況としては非常に厳しい状況でございますので、江別の美原大橋から当別に向かってああいう高架にはならないというお話しを聞いているところ

でございます。それから当然、今通っています337号線、この高規格道路ができますと国道が振って替わって国道でなくなるということでございます。現在は、大型車両が通って非常に町民が迷惑をするような状況になっておりますが、高規格道路が開通しますと、かなりの車両が減ってくるのではないかと、そうすると今もどのくらい町内の店に通行車両が寄っていただいているかちょっとわかりませんが、そういう部分の多少は影響が出てくるだろうというのと、今心配している交通安全対策については、逆に車が少なくなるのでそっちの方では効果としては出てくるのでありますが、商店にとってはちょっと厳しい部分も想定はされるかと思いますが、どういう車両形態がうちの町の道路を通るのか、ちょっとまだ想定ができませんがそういう懸念されることも当然出てくるのではないかと、いうふうには、私なりに今、予測をしているところでありますが、まずは早く完成を頂くというのが私どもの一番の願い、そしてより安全なまちづくりを進めていきたいので、また皆様のご協力を頂いて要請活動に入って参りたいと、そんなふうに思っております。

内田議員（再々質問）

ありがとうございます。町長の力強いお言葉で、また新しい話題がありましたら早めに公開してくださいますようお願い申し上げます。

「夢を持てるまちづくりについて」

内田議員

2点目の夢の持てるまちづくりについて伺います。

まず1点目として、町長は自立のまちづくりとして町民、議会、行政の協働のまちづくりを掲げられていますが、表現があいまいで難しいように思います。私たちが今、まちづくり、地域づくりのために町民として何かをしなければと思い、行政からの発信を待っているところです。特に3.11の震災以降は防災面からも地域コミュニティの大切さを感じておりますので、夢を持てる南幌町のまちづくりのため、子どもからお年寄りまで誰にでもわかる思いやりのある言葉で、具体的な政策を力強く発信する時だと思いますが町長の考えを伺います。併せて、自治基本条例等々、今まちづくりのルールづくりについて学び、検討する時が来ているように思いますが、自治基本条例等の制定についてはどのようにお考えか伺います。

2点目として、町民参加による町民自らの手づくりで知恵と勇気を表した南幌町自立緊急実行プランは、平成25年度に検証するとされていますが、夢を持てるまちづくりを目指すためにもしっかりと検証をしていただき、平成26年度以降に実施される固定資産税の見直し等の事業を、少しでも早く前倒して実施することも必要かと考えますが、町長の考えを伺います。

三好町長

夢を持てるまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目につきましては、私はこれまでの行政主導のまちづくりではなく、町民自らの活動やまちづくりへの参加意識のもと、町民からの発想や行動力、そして行政が町民に理解され、協力いただくことが、協働のまちづくりへの重要なステップであると捉えています。協働という表現がわかりにくいというご意見もあるかと思いますが、第5期総合計画において描いた、まちづくりの基本理念である「地域で支えあう行動力と活力のある南幌」をスローガンとして、町民が積極的に行政や地域活動などに参加できる仕組みづくりを進めて参りますので、ご理解をお願いいたします。

また、自治基本条例の制定については、以前の議会定例会でもお答えしていますとおり、町民、議会、行政が一体となって、それぞれの役割や責務を明確にした実効性のあるものが求められていることから、町民にも理解され、まちづくり活動が促進されるよう、制定の是非や条例によらない仕組みづくりの必要性も含め、十分に時間をかけて検討する必要があると考えているところであります。

2点目の自立緊急実行プランにつきましては、東日本大震災の影響や国、道の厳しい財政状況下ではありますが、これまで町民や地域、企業などのご理解ご協力により着実に財政の安定改善が図られているところであります。

私は、実行プランを進めながらも、総合計画で描いたまちづくりを着実に実行するため、財政状況を勘案の上、後半の年度に予定している施策や事業であっても、実施年度を前倒しすることや新たな施策などに取り組むことが、活力ある南幌町の発展に向けて必要なことであれば実施すべきと思っております。

以上のことから、夢の持てるまちづくりを目指すためにも、町民や議会、行政が同じ目標や視点を持ち、ともに目に見える行動が求められているものと考えているところであります。

内田議員（再質問）

再質問というよりも、本当にこの協働のまちづくり、夢のあるまちづくりの1つとして最近、神社のお祭りで若い方が担ぎ手として担いでくれるという神社からの報告も頂きました。本当に小さなことですが、大きなことだと思っております。このようなことから本当に力のある町、南幌町になればいいと思い、続けていただきたいし、私たちも協力したいし、協力していかねばならないことと思っております。お礼を申し上げます。